

藤沢市文化財保存活用地域計画(案)

目次

序章.....	1
1 本計画作成の背景と目的.....	1
2 本計画の位置付け.....	1
(1) 神奈川県文化財保存活用大綱.....	2
(2) 藤沢市市政運営の総合指針2028.....	2
(3) 藤沢市教育振興基本計画.....	2
(4) 藤沢市地域防災計画.....	2
(5) 藤沢市環境基本計画.....	2
(6) 藤沢市都市マスタープラン.....	2
(7) 旧東海道藤沢宿街なみ継承地区街なみ継承ガイドライン.....	3
(8) 藤沢市観光振興計画.....	3
(9) 生涯学習ふじさわプラン2026.....	3
(10) 藤沢市文化芸術振興計画2028.....	3
3 計画期間.....	5
4 本計画で取り扱う文化財の定義.....	5
第1章 藤沢市の概要.....	7
1 自然的・地理的環境.....	7
(1) 位置・面積.....	7
(2) 地形・地質.....	8
(3) 水系.....	10
(4) 気候.....	11
(5) 生物環境（植生・動物）.....	12
2 社会的状況.....	12
(1) 市の成り立ち.....	12
(2) 人口（将来推計含む）.....	14
(3) 産業.....	15
(4) 交通.....	16
(5) 観光.....	17
3 藤沢市内の文化施設.....	18
(1) 藤沢市藤澤浮世絵館.....	18
(2) 藤沢市ふじさわ宿交流館.....	18
(3) 常設展示室（藤沢市民ギャラリー内）.....	18
(4) 藤沢市文書館.....	19
(5) 藤沢市民会館.....	19
(6) 藤沢市アトスペース.....	19
(7) 湘南台文化センター.....	19

(8) 明治郷土史料室	19
(9) 鵜沼郷土資料展示室	19
(10) 遊行寺宝物館	20
(11) 江島神社奉安殿	20
(12) 日本大学生物資源科学部博物館「骨の博物館」	20
(13) 新江ノ島水族館	20
4 歴史的背景	22
(1) 原始（旧石器～弥生時代）	22
(2) 古代（古墳～平安時代）	23
(3) 中世（鎌倉～戦国時代）	23
(4) 近世（江戸時代）	25
(5) 近現代（明治以降）	26
第2章 藤沢郷土資源の概要	28
1 指定・登録文化財の概要と特徴	28
2 未指定文化財の概要と特徴	29
3 類型ごとの概要と特徴	29
(1) 有形文化財	29
(2) 無形文化財	31
(3) 民俗文化財	31
(4) 記念物	31
(5) 文化的景観	32
(6) 伝統的建造物群	32
(7) その他（埋蔵文化財）	32
第3章 藤沢市の歴史文化の特徴	33
1 水が造りあげた大地のかたち～地形を巧みに利用した人々の営み～	33
2 湘南の海と砂丘～相模湾がもたらした多彩な恵み～	34
3 信仰が集めた人と物～願いがもたらした藤沢の文化～	35
4 藤沢を形作った陸の道・海の道 ～東海道とさまざまな道が呼び込んだ発展～	36
5 さまざまな風土によって生み出された多様な生業 ～地域色豊かな藤沢～	37
第4章 藤沢郷土資源に関するこれまでの取組・現状	39
1 調査に関する取組・現状	39
(1) 国が主体となって行った調査	39
(2) 神奈川県が主体となって行った調査	39
(3) 藤沢市などが主体となって行った調査	40
2 保存・活用に関する取組・現状	42
(1) 指定・登録の推進	42
(2) 指定文化財の保存・整備	43
(3) 補助金制度の活用	43

(4) 藤沢郷土資源の普及・活用.....	43
(5) 郷土文化の推進.....	43
(6) 建造物の活用.....	43
(7) 収蔵庫の維持管理と収蔵品の整理保管.....	44
3 保存・活用推進体制に関する取組・現状.....	44
(1) 市民等との連携.....	44
(2) 文化財保護推進員制度の運営.....	44
(3) 地名講演会の開催.....	44
(4) 藤沢市郷土芸能等保存継承実行委員会の運営.....	44
第5章 藤沢郷土資源の保存・活用に関する将来像.....	45
1 藤沢郷土資源の保存・活用に関する将来像.....	45
2 藤沢郷土資源の保存・活用に関する基本目標.....	45
(1) 「しる～藤沢郷土資源を知り、魅力を伝える～」.....	45
(2) 「まもる～藤沢郷土資源を守り、未来へつなげる～」.....	46
(3) 「いかす～藤沢郷土資源を活かし、みんながつながる～」.....	46
3 藤沢郷土資源の保存・活用に関する課題.....	46
(1) 「しる」に関する課題.....	46
(2) 「まもる」に関する課題.....	47
(3) 「いかす」に関する課題.....	48
第6章 藤沢郷土資源の保存・活用に関する方針と取組.....	50
1 藤沢郷土資源の保存・活用に関する方針.....	50
2 取組の考え方と重点的な取組.....	50
(1) 重点取組.....	50
(2) 実施主体.....	51
3 藤沢郷土資源の保存・活用に関する取組.....	51
(1) 「しる～藤沢郷土資源を知り、魅力を伝える～」取組.....	51
(2) 「まもる～藤沢郷土資源を守り、未来へつなげる～」取組.....	53
(3) 「いかす～藤沢郷土資源を活かし、みんながつながる～」取組.....	55
第7章 ふじさわ歴史ストーリー.....	58
1 ふじさわ歴史ストーリー設定の考え方と目的.....	58
2 ふじさわ歴史ストーリーと構成要素.....	59
(1) 「藤沢を駈けた武士たち～大庭御厨・大庭城～」.....	59
(2) 「信仰と観光の島～江の島～」.....	62
(3) 「旅人と商人でにぎわうまち～藤沢宿～」.....	66
(4) 「日々の営みと人々の祈り」.....	70
第8章 藤沢郷土資源の保存・活用に関する執行体制について.....	73
1 体制整備の方針.....	73
2 各主体の役割.....	73

(1) 行政機関	73
(2) 所有者・管理者	74
(3) 市民	74
(4) 関係団体	75
(5) 教育機関等	75
3 計画の評価と進行管理	75

序章

1 本計画作成の背景と目的

藤沢市には豊かな自然環境や文化財が数多く存在しており、文化財保護法や神奈川県文化財保護条例、1960年（昭和35年）に制定した藤沢市文化財保護条例に基づき、これらの貴重な資源を保存し、活用してきました。その結果、国・県・市指定文化財が計112件、国登録有形文化財が42件と多くの文化財が現在まで受け継がれ、郷土の誇りとなっています（2026年（令和8年）3月現在）。

しかし、文化財を取り巻く現状はとても厳しく、現在さまざまな課題に直面しています。まずは、文化財の保存や修復にかかる費用や負担の増加です。貴重な文化財を維持し続けるためには、適切な管理や修復が必要不可欠ですが、そのためには多額の費用や人材が必要となります。また、現在までに把握できていない文化財も多く存在していると思われ、人知れず失われてしまう可能性があります。

さらに文化財の活用における課題も浮き彫りとなっています。文化財は単に保存するだけでなく、活用することで生涯学習や観光振興、地域の活性化にも大きく寄与する可能性を秘めています。しかし、このような活用の可能性を最大限に引き出すためには、正しい知識や技術、そして地域との協力が必要です。また、新型コロナウイルス感染症の拡大による祭礼や継承活動の中止など、民俗芸能に与える影響は甚大であり、喫緊の対策が必要となっています。

そのような中、国では2018年（平成30年）に文化財保護法を一部改正し、「文化財保存活用地域計画」が制度化され、文化財を取り巻く課題に対応し、地域社会総がかりで文化財を未来へつなぐための体制整備が可能となりました。

このような現状を踏まえ、藤沢市は文化財保護法第183条の3に基づき「藤沢市文化財保存活用地域計画」を作成することとしました。この計画においては、文化財に関する興味関心を高め、市民の皆様をはじめ、市民団体や関係機関と共有し、協働することで大切な文化財を未来へつないでいくことを目的とします。

2 本計画の位置付け

本計画は文化財保護法第183条の3に基づいた計画です。「神奈川県文化財保存活用大綱」を勘案し、「藤沢市市政運営の総合指針2028」や「藤沢市教育振興基本計画」と整合性を図るとともに、本市の関連計画とも整合、連携を図り作成しました。

(1) 神奈川県文化財保存活用大綱

神奈川県文化財保存活用大綱は、「文化財を守り、伝え、活用し、歴史や文化、自然を感じる魅力あふれる神奈川へ」をめざす将来像とし、「文化財の価値に関する意識の共有」「県民が共に支える文化財の保存・継承」「文化財を活用し、人を引きつける地域の魅力づくり」の3つを基本的方向性として2019年（令和元年）11月に策定されました。

(2) 藤沢市市政運営の総合指針2028

藤沢市市政運営の総合指針2028は、総合計画に替わるものとして、長期的な視点を踏まえて、市長任期にあわせた4年間に重点的に取り組むべき施策を明らかにする計画（重点化計画）として策定しています。

(3) 藤沢市教育振興基本計画

藤沢市教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、本市の教育のこれまでの取組を整理したうえで、教育に関する総合的な中期計画として、令和7年度から令和11年度までの5年間に取り組むべき施策を示しています。

(4) 藤沢市地域防災計画

藤沢市地域防災計画は、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき、防災関係機関で構成される藤沢市防災会議において、藤沢市の防災分野を総合的に定めた災害対策の根幹をなす計画です。

(5) 藤沢市環境基本計画

藤沢市環境基本計画は、「地域から地球に広がる環境行動都市」をめざし、市民（滞り者も含む）・事業者・行政が一体となって環境の保全と創造に取り組んでいく計画です。

恵み豊かな自然環境と都市環境を保全するとともに、次世代に引き継いでいくため取組を進めています。

(6) 藤沢市都市マスタープラン

藤沢市都市マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づき、おおむね20年の中長期を見据え策定する、本市における都市計画行政の基本となる、都市計画、都市づくりに関する基本的な方針です。

(7) 旧東海道藤沢宿街なみ継承地区街なみ継承ガイドライン

旧東海道藤沢宿街なみ継承地区街なみ継承ガイドラインは、「藤沢市街なみ百年条例」に基づき定める旧東海道藤沢宿街なみ継承地区に対して、当該地区の特性を生かし、良質な街なみの形成を重点的に図るため、街なみの将来像等を示しています。

(8) 藤沢市観光振興計画

藤沢市観光振興計画は、国の「第4次観光立国推進計画」や県の「神奈川県観光振興計画」を踏まえたうえで、行政をはじめ観光産業事業者や振興関連団体と地域が一体となって持続可能な観光を意識した施策を展開し、社会経済情勢や新たな観光需要の顕在化などさまざまな変化に的確に対応するべく策定しました。

(9) 生涯学習ふじさわプラン2026

生涯学習ふじさわプラン2026は、「多様な学びと学びあいから地域の人がつながり藤沢の未来を創造する」を基本理念とした、藤沢市生涯学習推進基本構想・基本計画です。多様化している市民ニーズに対応できる学びの提供や、学習した成果を主体的な活動へとつなげるための支援等、本市の生涯学習施策の方向性と展開を示すために策定しました。

(10) 藤沢市文化芸術振興計画2028

藤沢市文化芸術振興計画2028は、「多彩な文化の融合による新たな『ふじさわ文化』の創造」を基本理念とし、文化芸術活動の振興・推進の方向性を明らかにすることによって、その一層の充実と活性化を図るとともに、本市固有の市民文化である「ふじさわ文化」の創造と発信を通じて、郷土への誇りや愛着をもち、その魅力を実感できる文化都市として発展していくために制定しています。

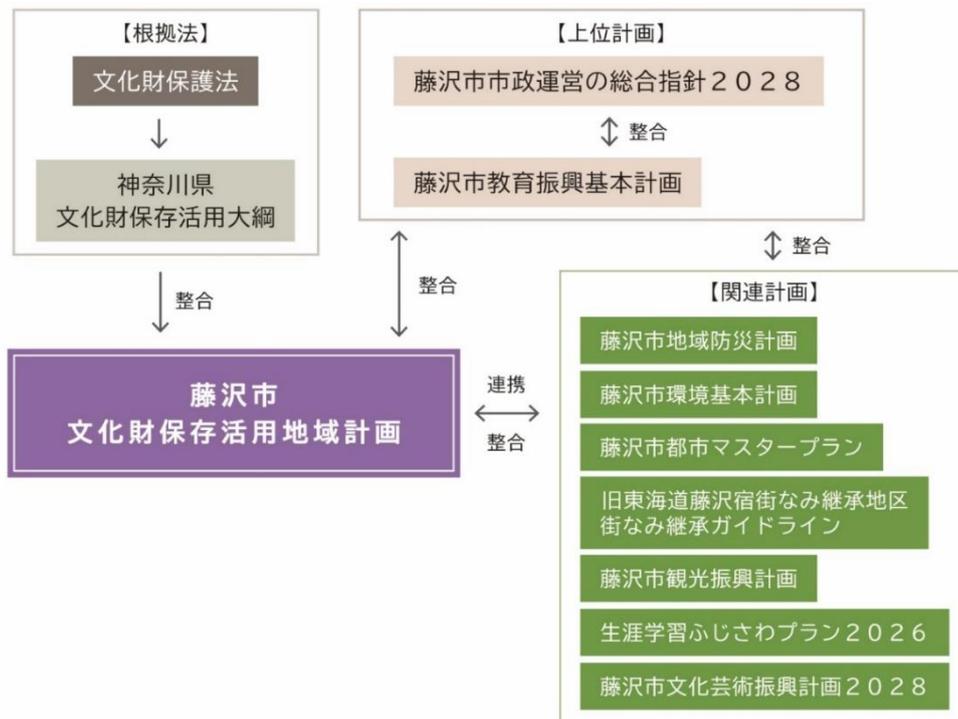


図1 本計画の位置付け

3 計画期間

本市では、総合計画に代わり市政運営の基本方針を示す「藤沢市市政運営の総合指針」について、内容の検討と更新を4年に一度行っており、現在は「藤沢市市政運営の総合指針2028」の2年目にあたります。

したがって、本計画の計画期間としては、令和8年度から令和15年度までの8年間とし、令和15年度に策定する見込みの新たな市政運営の総合指針を受けて本計画の見直しを行うこととします。

なお、本市における文化財を取り巻く環境等に大きな変化を生じさせる社会情勢の変化がある場合には、計画期間中であっても計画の見直しを適宜行います。

また、次の内容の変更を行う場合は、当該変更内容について文化庁長官による認定（文化財保護法第183条の4）を受けることとします。それ以外の軽微な変更を行う場合には神奈川県及び文化庁に報告します。

- ・ 計画期間の変更
- ・ 市町村の区域に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更
- ・ 地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更

表1 計画期間 (年度)

令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)	令和13 (2031)	令和14 (2032)	令和15 (2033)	令和16 (2034)	令和17 (2035)	令和18 (2036)
藤沢市市政運営の総合指針 2028			次期 藤沢市市政運営の総合指針				次々期 藤沢市市政運営の総合指針			
計画の見直し △			計画の見直し △							
藤沢市文化財保存活用地域計画							次期計画			
							計画の見直し △			

4 本計画で取り扱う文化財の定義

文化財保護法では、文化財とは「わが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすもの」とされています。また、文化財はその性格により「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」、「文化的景観」、「伝統的建造物群」の6類型と、「埋蔵文化財」、「文化財の保存技術」に規定されており、特に重要なものは指定・選定され、厚く保護されてきました。

しかし、藤沢市域の歴史を正しく理解するためには、文化財保護法及び県や市の文化財保護条例に基づく「指定等文化財」だけではなく、これまで法令等による保護を受けていなかった「未指定文化財」も欠かせないものです。さらには、地名や伝承など、これまで法律では文化財として捉えられてこなかったものの中にも、歴

史や文化を考えるうえで必要となるものがあります。

そこで、本計画では、これらの「藤沢市域の歴史を正しく理解するうえで欠かせない情報を持つもの」を「藤沢郷土資源」と定義し、保存・活用の対象としていきます。この「藤沢郷土資源」という言葉には、「《郷土》をより豊かにするための《資源》として、身近に感じてもらいたい。」という思いを込めています。

「藤沢郷土資源」を次世代に継承し、適切に保存・活用していくことで、藤沢市という郷土への理解と愛着を高めることを本計画の目的とします。

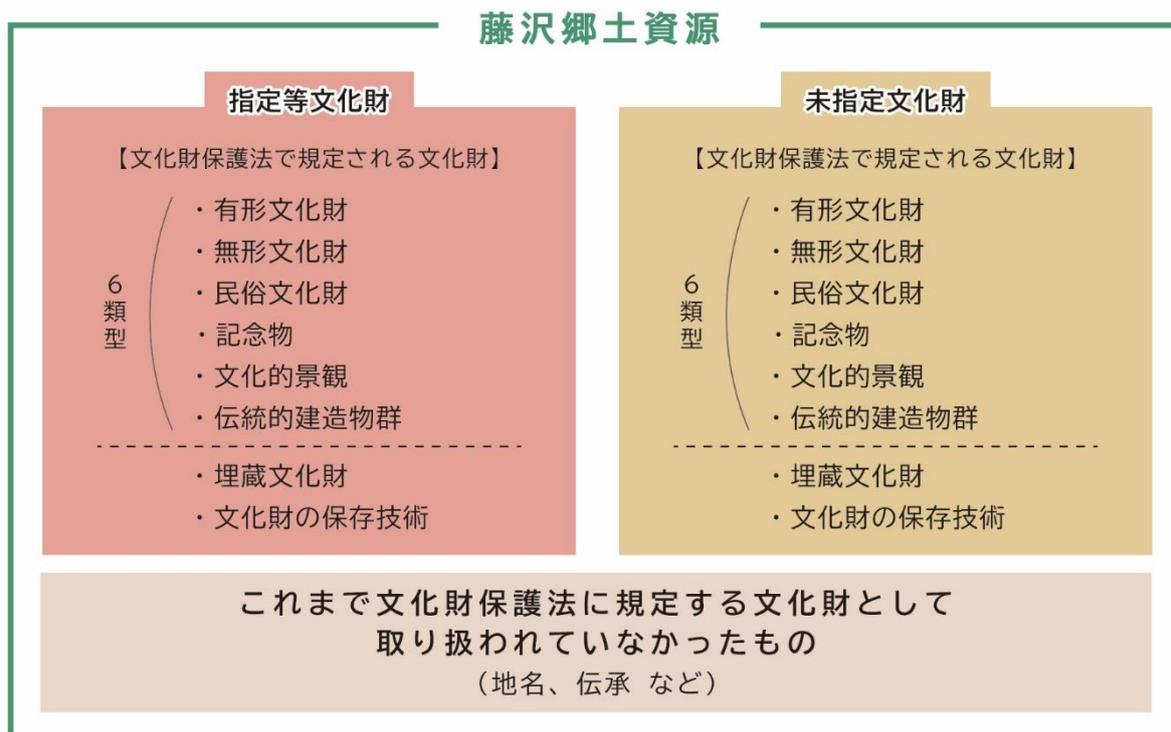


図2 藤沢郷土歴史資源の定義

第1章 藤沢市の概要

1 自然的・地理的環境

(1) 位置・面積

藤沢市は、東京都心から南西に50km弱の、神奈川県中央南部に位置しています。市域の面積は69.56km²で、東西6.55km、南北12.00kmを測ります。周囲は横浜市・鎌倉市・茅ヶ崎市・海老名市・綾瀬市・大和市及び高座郡寒川町の6市1町に囲まれ、南は相模湾に面しています。



図3 位置図
(国土数値情報〔行政区域〕を加工して作成)

(2) 地形・地質

藤沢市の地形は、おおよそ国道1号を境として、南北に二分されます。北側は相模野台地の南端部にあたり、標高40mほどの平坦な台地が広がっています。南側は湘南砂丘と呼ばれる地帯で、低地ながら起伏に富んだ景観がみられます。また、市域の北西部には高座丘陵が、南東部には村岡丘陵・片瀬丘陵が連なり、相模湾には陸繋島である江の島が浮かびます。そのほか、台地や丘陵の縁辺には、谷戸と呼ばれる小規模の谷が多く発達しています。

地質をみると、江の島の西部には藤沢市域で最も古い地層である葉山層が、江の島東部から片瀬丘陵・村岡丘陵にかけては、鎌倉石とも呼ばれる凝灰質の砂岩が特徴的な三浦層群と上総層群が分布しています。湘南砂丘は縄文海進の後に形成された砂丘列と沖積低地で、砂質の土壌がみられます。相模野台地と高座丘陵には関東ローム層が厚く堆積しており、離水した時期の違いにより、下末吉面・善行面・相模原面・立川面に分類されます。

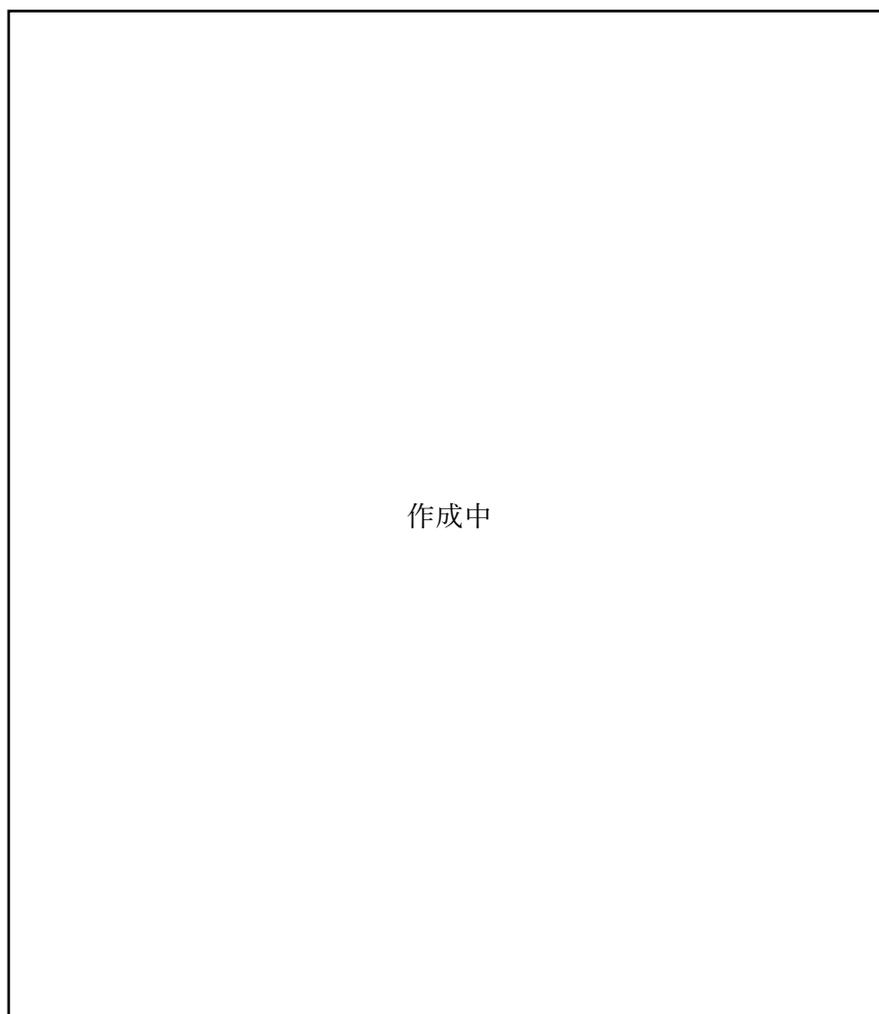


図4 地形図
(〇〇を加工して作成)

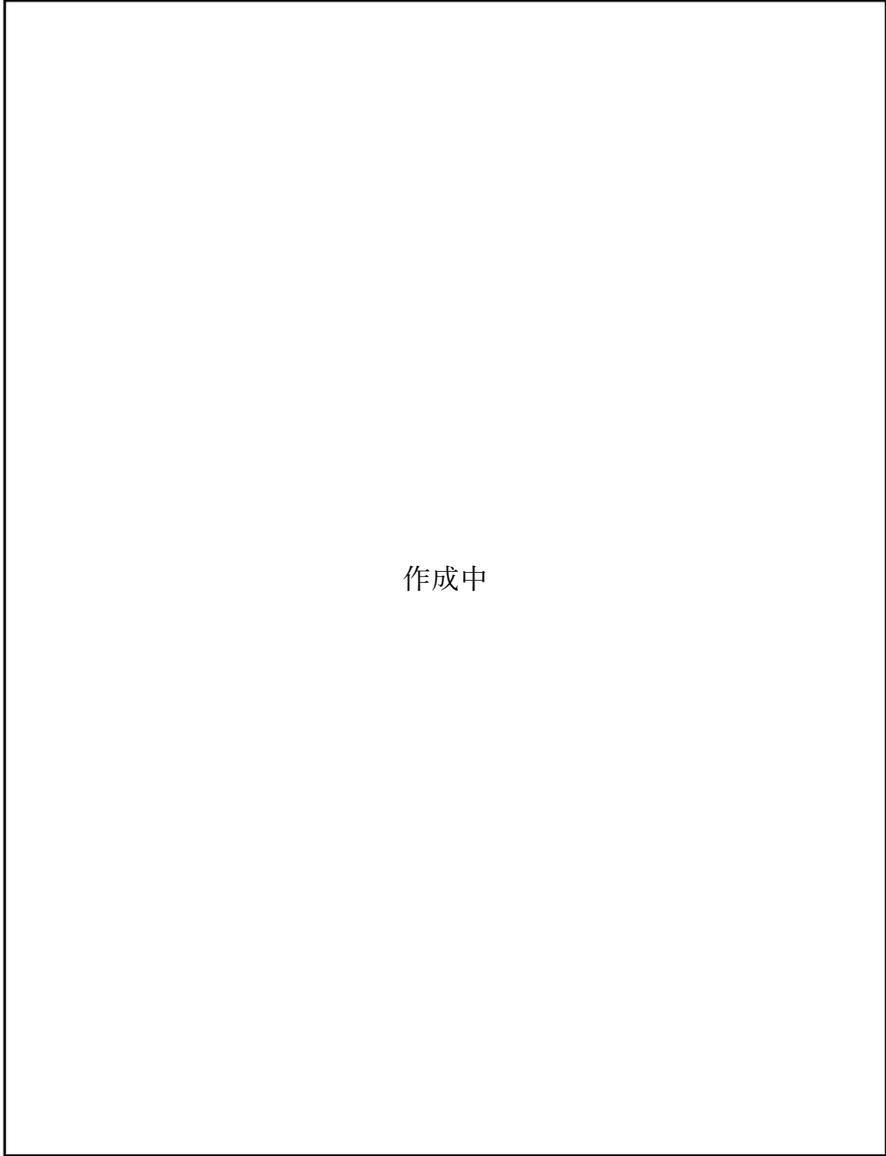


図5 地質図
(〇〇を加工して作成)

(3) 水系

藤沢市を流れる主要な河川には、境川と引地川のほか、小出川や目久尻川があります。境川は相模原市を水源とする河川で、横浜市との境を南に流れ、白旗川・滝川・柏尾川などと合流しながら市域南部を縦断し、相模湾に注ぎます。引地川は大和市を水源とする河川で、蓼川・一色川・小糸川などと合流しながら市域のほぼ中央を貫流し、相模湾に注ぎます。小出川と目久尻川は、それぞれ茅ヶ崎市・海老名市との境を流れる河川で、どちらも相模川水系に属します。

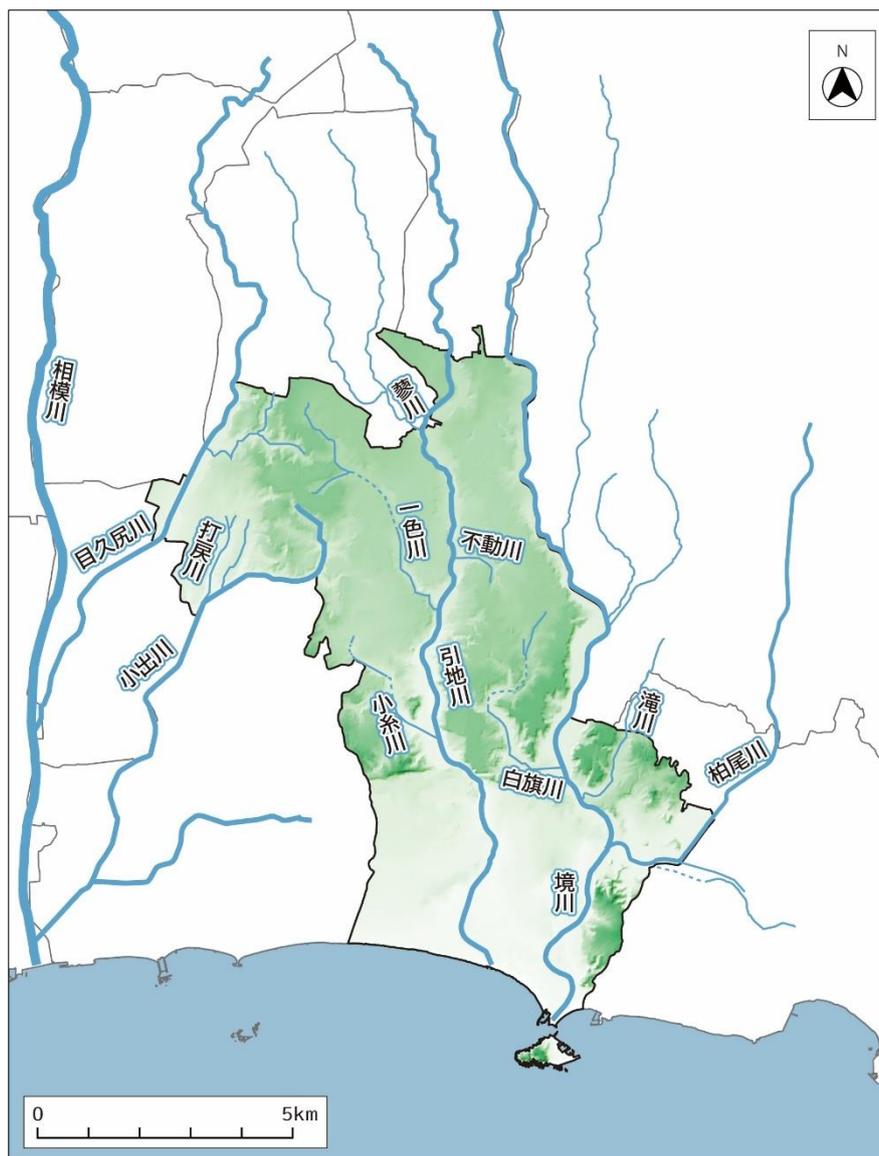


図6 水系図
(国土数値情報〔行政区域〕を加工して作成)

(4) 気候

藤沢市の気候は太平洋側の気候に属しますが、相模湾に面しているため、暖流の影響で内陸の都市に比べて冬は暖かく、夏は涼しい傾向にあり、一年を通して過ごしやすい気候といえます。ただし、市域が南北に長いいため市内でも気候に地域差があり、北部は南部に比べ夏季の降水量が多く、冬季の気温が低い傾向があります。

また、「晴れ日数※」が特に夏は内陸の都市に比べて多いという特徴もあります。

※晴れ日数…日照時間（直射日光が地表を照らした時間）が可照時間（日の出から日没までの時間）の40%以上の日数

表2 主な気候要素の平年値（1992～2020年）及び2022～2024年の平均湿度（気象庁HPより作成）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
降水量 (mm)	60.8	61.1	132.6	134.4	148.1	171.9	159.6	120.6	197.3	191.1	97.7	63.7
最高気温 (℃)	10.8	11.4	14.2	18.5	22.4	24.9	28.2	30.3	27.6	22.7	17.8	13.2
最低気温 (℃)	1.5	2.2	5.4	10.2	15.1	18.9	22.8	24.3	20.8	15.3	9.5	4.1
平均気温 (℃)	6.0	6.8	9.8	14.4	18.6	21.6	25.1	26.9	23.9	18.7	13.4	8.5
日照時間 (時間)	202.5	177.7	181.3	182.6	187.5	133.5	171.3	214.7	147.1	144.2	160.8	192.3
日照率 \geq 40% (日)	23.2	19.3	18.3	17.5	16.6	11.0	14.4	19.0	14.1	14.9	18.4	22.4
平均湿度 (%)	53	57	66	76	80	87	88	87	84	73	68	57

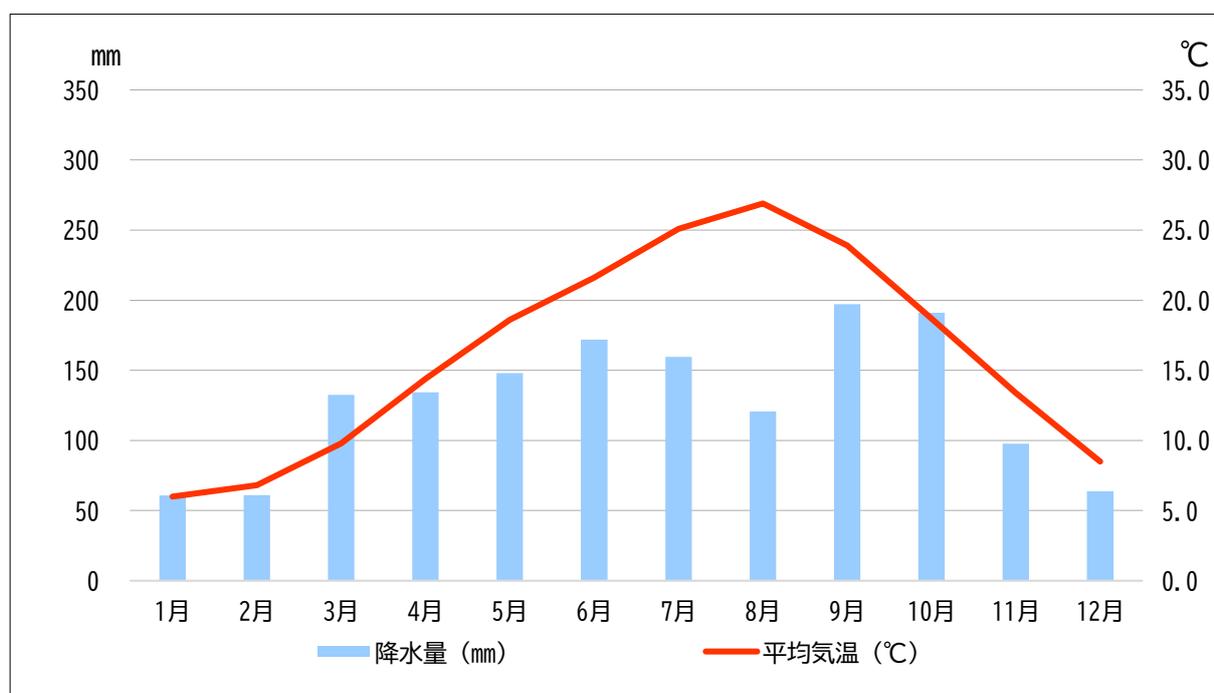


図7 雨温図

(気象庁HP：1992～2020年の平年値より作成)

(5) 生物環境（植生・動物）

藤沢市は温暖な気候であることから、タブノキやスダジイをはじめとした常緑広葉樹を中心とする混成林が、江の島や川沿いの斜面、谷戸などでよくみられます。また、海浜部では砂防林として整備されたマツ林や、コウボウムギなどの海浜植物の群生がみられます。

哺乳類は、タヌキやイタチなどの小型の種が生息しています。爬虫類や両生類は、県内の平地でみられるほとんどの種の生息が確認されています。

鳥類も多様な種が生息しており、ウミネコをはじめとするカモメ類やトビなどの海浜部でよくみられる鳥のほか、市の鳥に指定されているカワセミは境川及び引地川流域でよく観察できます。昆虫類も豊富にみられ、谷戸にはホタルも生息しています。

江の島の磯や近海は水棲生物の宝庫で、カタクチイワシ（シラス）やサバなどの魚類、カニをはじめとする甲殻類や、サザエやクロアワビのような貝類などが生息しています。また、相模湾は北太平洋で唯一のアカウミガメの繁殖地であり、市内の海岸でも産卵が確認されています。

オオタカやホトケドジョウ、エビネなど、市内各地で希少な動植物が確認されている一方で、クリハラリス（タイワンリス）やセイタカアワダチソウなどの外来生物も各地に生息しており、生態系への影響が懸念されています。

2 社会的状況

(1) 市の成り立ち

藤沢市は、1940年（昭和15年）10月1日に設置されました。地名の由来には諸説あり、「藤の多い水辺の地」や「淵や沢が多かったことから、淵沢が転訛した」等の説があります。

市域は、もとは境川を挟んで西が高座郡、東が鎌倉郡に属していました。1889年（明治22年）の市町村制施行時には、川口村（片瀬、江の島）、村岡村（川名、渡内、小塚、高谷、宮前、弥勒寺、柄沢）、藤沢大富町（西富、大鋸）、藤沢大坂町、鵜沼村、明治村（辻堂、羽鳥、大庭、稻荷）、六会村（亀井野、石川、西俣野、円行、今田、下土棚）、渋谷村（長後、高倉ほか3か村）、小出村（遠藤ほか4か村）、御所見村（葛原、菖蒲沢、用田、打戻、瀬郷、宮原）ができました。1907年（明治40年）には藤沢大富町と藤沢大坂町が合併して藤沢大坂町となり、1908年（明治41年）には藤沢大坂町、鵜沼村、明治村が合併して藤沢町となりました。藤沢町は1940年（昭和15年）に市制をしいて藤沢市となり、1941年（昭和16年）には村岡村、1942年（昭和17年）には六会村を編入しています。片瀬村は1933年（昭和8年）に片瀬町となり、1947年（昭和22

年)に藤沢市に編入されました。1955年(昭和30年)に御所見村、渋谷町の一部(長後、高倉)、小出村の一部(遠藤)を編入して、現在の藤沢市の範囲ができあがりました。

表3 本市の沿革

年月日	経過
1940年(昭和15年)10月1日	藤沢町から藤沢市となり市制施行
1941年(昭和16年)6月1日	村岡村を編入
1942年(昭和17年)3月10日	六会村を編入
1947年(昭和22年)4月1日	片瀬村を編入
1955年(昭和30年)4月5日	御所見村、渋谷町の一部(長後、高倉)、小出村の一部(遠藤)を編入

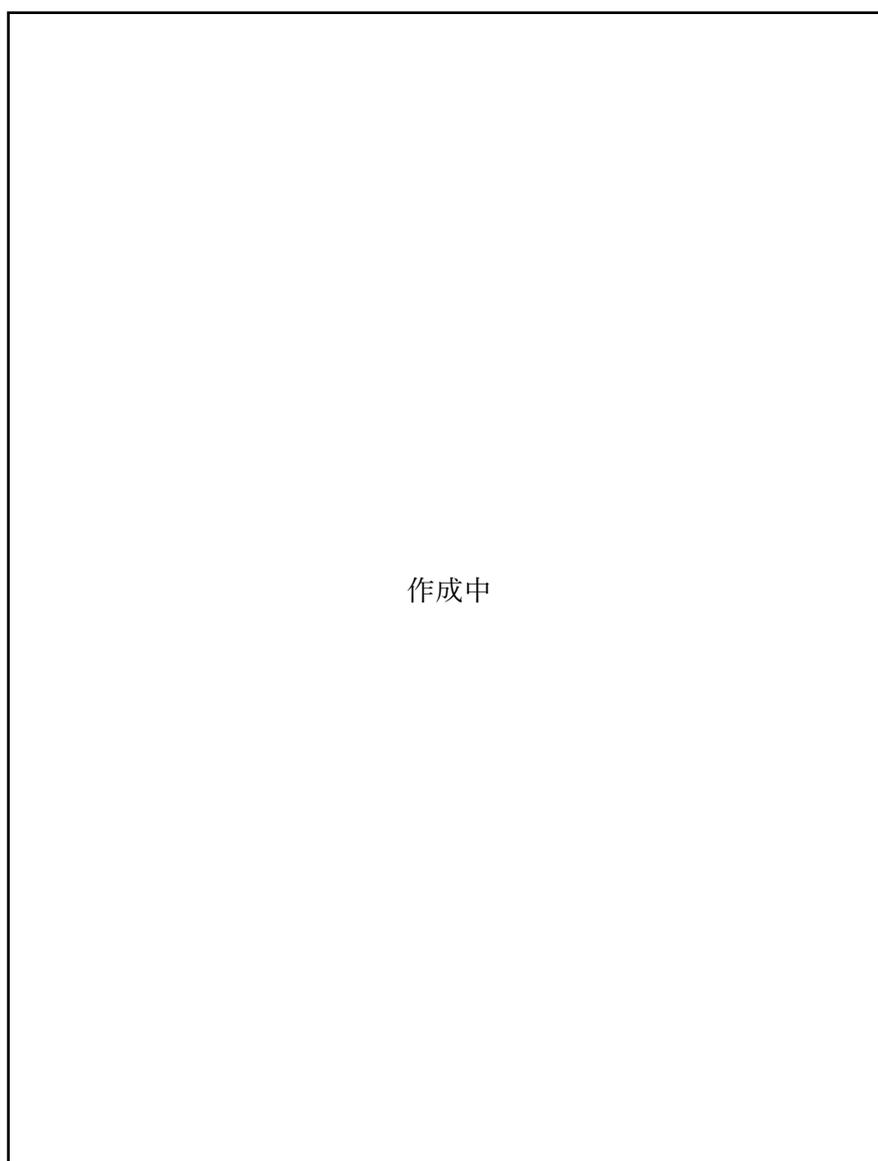


図8 行政区域の変遷

(2) 人口（将来推計含む）

本市の人口は、2026年（令和8年）3月1日現在で、〇〇人となっています。市制を開始した1940年（昭和15年）10月1日の人口は、36,769人だったので、この85年ほどの間で約1.2倍にまで増加しました。

また、2020年（令和2年）の国勢調査をもとに行った「藤沢市将来人口推計」においては、本市の人口は2035年（令和17年）に約45万4千人でピークを迎え、その後緩やかに減少に転じますが、2050年（令和32年）においても約44万7千人と2026年（令和8年）の人口を上回る見込みです。

人口構造の変化をみると、すでに超高齢社会を迎え、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年（令和7年）から2045年（令和27年）までの20年間で、高齢者人口はさらに約39%、約4万4千人増加する見込みです。

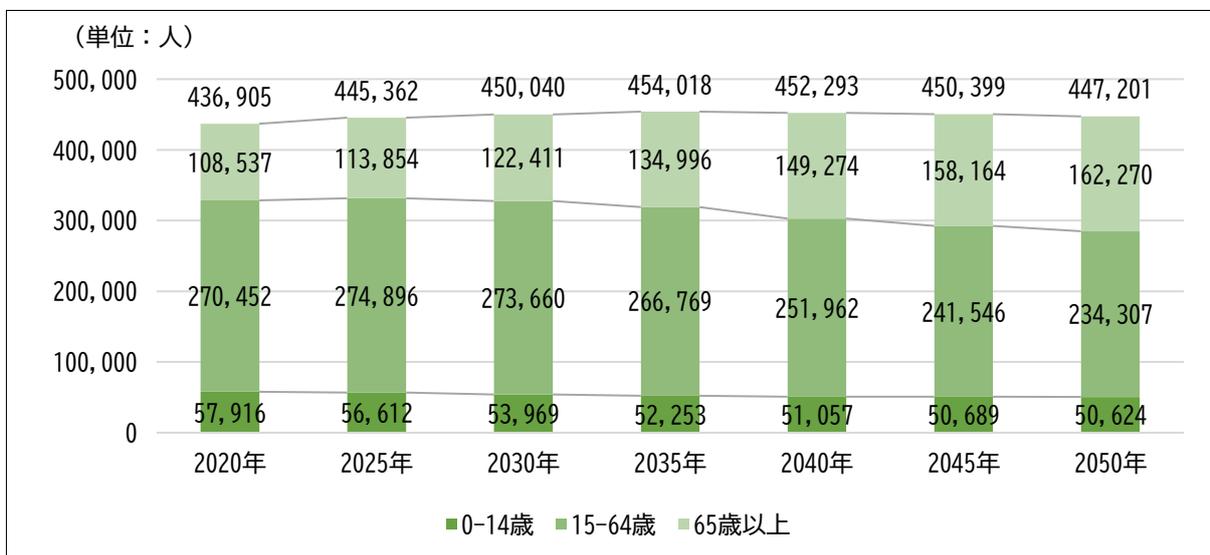


図9 本市の将来人口推計（年齢人口3区分）
（「藤沢市将来人口推計」より作成）

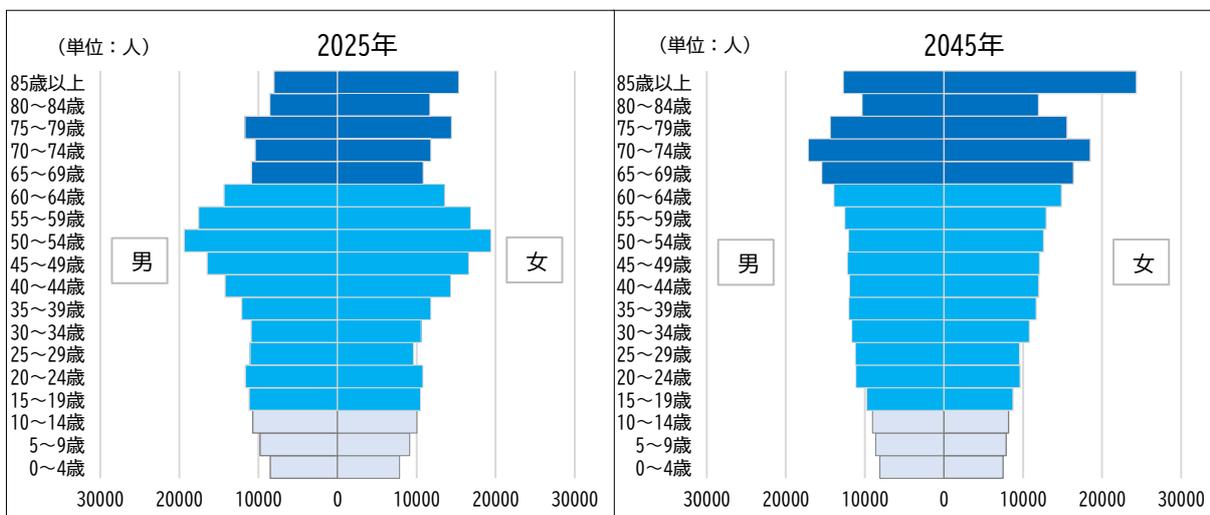


図10 本市の将来人口推計（2025年と2045年の人口構造）
（「藤沢市将来人口推計」より作成）

(3) 産業

ア 産業構造

「事業所・企業統計調査」及び「経済センサス」によると、本市の事業所数は、2021年（令和3年）は13,164事業所となっています。これを業種別にみると、「卸売業、小売業」が2,962事業所（構成比22.5%）で最も多くなっています。

表4 主な業種別事業所数 （「藤沢市の事業所（令和3年経済センサス-活動調査結果報告書）」より作成）

業種	事業所数		構成比（%）		増減率（%）
	2016年	2021年	2016年	2021年	
総数	13,027	13,164	100.0	100.0	1.1
建設業	1,134	1,184	8.7	9.0	4.4
製造業	673	646	5.2	4.9	△4.0
卸売業、小売業	3,197	2,962	24.5	22.5	△7.4
不動産業、物品賃貸業	1,163	1,295	8.9	9.8	11.3
宿泊業、飲食サービス業	1,892	1,696	14.5	12.9	△10.4
生活関連サービス業、娯楽業	1,213	1,150	9.3	8.7	△5.2
医療、福祉	1,442	1,633	11.1	12.4	13.2
サービス業(他に分類されないもの)	620	665	4.8	5.1	7.3
農林漁業他8産業	1,693	1,933	13.0	14.7	14.2

次に、従業者数では、2021年（令和3年）は161,957人となっています。業種別にみると、「卸売業、小売業」が30,573人（構成比18.9%）で最も多くなっています。

表5 主な業種別従業者数 （「藤沢市の事業所（令和3年経済センサス-活動調査結果報告書）」より作成）

業種	従業者数		構成比（%）		増減率（%）
	2016年	2021年	2016年	2021年	
総数	158,104	161,957	100.0	100.0	2.4
建設業	7,771	7,638	4.9	4.7	△1.7
製造業	25,199	25,529	15.9	15.8	1.3
卸売業、小売業	32,328	30,573	20.4	18.9	△5.4
不動産業、物品賃貸業	5,825	7,664	3.7	4.7	31.6
宿泊業、飲食サービス業	19,220	15,633	12.2	9.7	△18.7
生活関連サービス業、娯楽業	7,210	7,015	4.6	4.3	△2.7
医療、福祉	20,520	24,948	13.0	15.4	21.6
サービス業(他に分類されないもの)	12,425	11,907	7.9	7.4	△4.2
農林漁業他8産業	27,606	31,050	17.5	19.2	12.5

イ 商工業

1950年代半ばから1970年前半頃の高度経済成長期には、人口や産業の首都圏への集中を背景に住宅地として発展し、さらに企業誘致によって約70社の工場が進出すると、都市化が急速に進展しました。

一方、1970年代に入ると藤沢駅を中心に大型商業施設が進出し、湘南地域の商業の中心地として一層発展しました。

現在では、一部工場の跡地に駅前型・郊外型の商業施設が進出しています。

ウ 農業

本市の農業は、温暖な気候と平坦な地形等の自然条件に恵まれ、かつ大消費地を抱える都市近郊という有利な立地条件のもとで、露地野菜、施設野菜、花き、果樹、植木、水稻、畜産を中心とした生産活動が展開され、新鮮・安全な農産物が供給されています。また、近年においては地球温暖化による急激な環境変化の中、農業生産の基盤である農地は、都市緑地空間としての位置づけや防災空間としての利用など、生活環境保全の面からも大きな役割を果たしています。

(4) 交通

鉄軌道については、南部地域の東西方向にJR東海道本線、東側の南北方向に小田急江ノ島線、北部地域の湘南台駅に相鉄いずみ野線、横浜市営地下鉄ブルーラインが接続し、骨格的な交通ネットワークを形成しています。また、藤沢駅から江ノ島電鉄、湘南江の島駅から湘南モノレールが運行しています。

バスについては、主に藤沢駅、辻堂駅、湘南台駅、長後駅を起点として、バス網が形成されています。

都市計画道路の配置については、本市の6つの都市拠点(藤沢駅周辺・辻堂駅周辺・湘南台駅周辺・健康と文化の森・片瀬江の島・村岡新駅周辺)を結ぶように、東西及び南北に配置された主要幹線道路、国道1号、国道467号、藤沢厚木線、横浜伊勢原線、高倉遠藤線、国道134号等を骨格として配置し、それを補完するように都市幹線道路、亀井野二本松線、鵜沼奥田線、辻堂駅遠藤線等を配置しています。さらに地域に密着した補助幹線道路を配置し、都市計画道路のネットワークを構築しています。



図 11 交通図

(5) 観光

本市は、湘南のシンボルともいえる江の島を中心に、国内外から多くの観光客が訪れる観光都市となっています。

「東洋のマイアミビーチ」とも称される日本有数の海水浴場である片瀬・江の島海岸には毎年夏に約 150 万人が訪れます。また、江の島周辺で毎年冬に開催されるイルミネーションイベント「湘南の宝石」は、関東三大イルミネーションに認定され、International Illumination Award 2024 において、多くの受賞歴を持つなど、国内外で高く評価されており、ナイトツーリズムの推進に寄与しています。

これらのイベントを通じ、通年型の観光地として、年間 2,000 万人の観光客が訪れています。

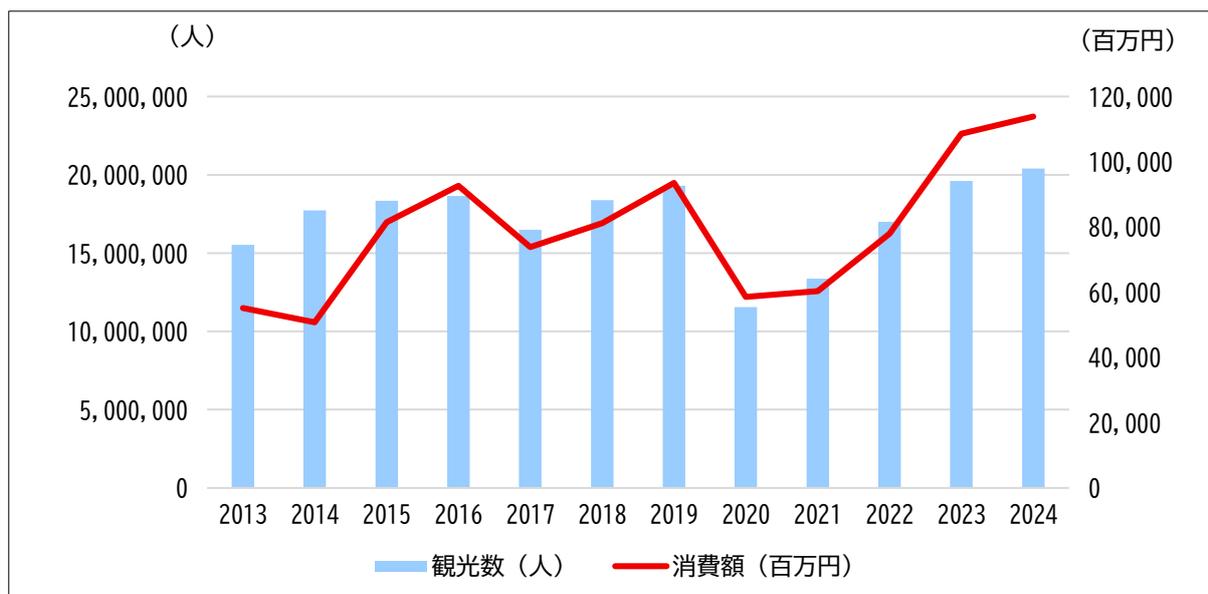


図 12 年間観光客数及び消費額

3 藤沢市内の文化施設

(1) 藤沢市藤澤浮世絵館

藤沢市藤澤浮世絵館は、本市が所蔵する浮世絵をはじめとした郷土歴史資料等を展示公開し、藤沢の歴史・文化について関心を深め、郷土愛を育み、文化の継承につなげるための施設です。

(2) 藤沢市ふじさわ宿交流館

藤沢市ふじさわ宿交流館は、旧東海道藤沢宿の歴史、文化等と触れ合う場を提供し、地域の人及び当地を訪れる人の交流の推進を図ることで、市民の文化の振興に寄与し、旧東海道藤沢宿及びその周辺地域の活性化及びにぎわいの創出に資するための施設です。

施設では、郷土資料展示室等の展示解説や、多目的室での歴史講座等を実施しています。

(3) 常設展示室（藤沢市民ギャラリー内）

藤沢市民ギャラリー内にある常設展示室は、本市の歴史に関する調査研究の成果や収集資料の公開を行うための施設です。

(4) 藤沢市文書館

藤沢市文書館は、本市の歴史や行政に関する諸資料を収集・整理・保管し、それに基づく調査及び研究の結果を広く一般に公開するとともに、市民の地域理解を深めるため、刊行物の発行や展示等を行っている施設です。

(5) 藤沢市民会館

藤沢市民会館は、市民文化の向上と福祉の増進に寄与することを目的に、1968年（昭和43年）10月に開館しました。市民の文化活動を推進し、優れた芸術文化の鑑賞機会を提供するための施設として、これまで多くの方に幅広く利用されてきました。また、敷地内には旧近藤邸（国登録）が移築保存されています。

(6) 藤沢市アートスペース

藤沢市アートスペースは、若手芸術家の活動を支援するとともに、市民をはじめとするさまざまな方に美術作品の創作、展示、発表、鑑賞の場として提供しています。

レジデンス事業、企画展等の実施により文化を通したまちづくりの推進と、文化都市としての魅力を高めることをめざしている施設です。

(7) 湘南台文化センター

湘南台文化センターは、藤沢市の文化創造の拠点であり、「こども」「地域」「対話」の3つの理念に基づき設置されました。こども館・市民シアター・市民センターがある複合施設です。

(8) 明治郷土史料室

明治郷土史料室は、市民ボランティアが運営する公設市民運営の文化施設として、明治地区の歴史・文化等を紹介しています。

(9) 鵠沼郷土資料展示室

鵠沼郷土資料展示室は、市民ボランティアが運営する公設市民運営の文化施設として、鵠沼地区の歴史・文化等を紹介しています。

(10) 遊行寺宝物館

遊行寺宝物館は、昭和52年に清浄光寺（遊行寺）什物の保存継承のために収蔵品を維持管理しつつ企画展示を通じて一般公開する博物館施設として開館しました。収蔵品は、仏教美術を中心とした絵画・工芸・経典・聖教・典籍などに、時宗及び遊行寺に関する中近世文書群が加わり構成されています。現在は年5回の企画展示を実施。企画テーマに合わせ、収蔵品及び外部借用品（国指定文化財を含む）を用いた展示を通じて、遊行寺や藤沢の歴史・仏教美術を含めた文化史を紹介しています。

(11) 江島神社奉安殿

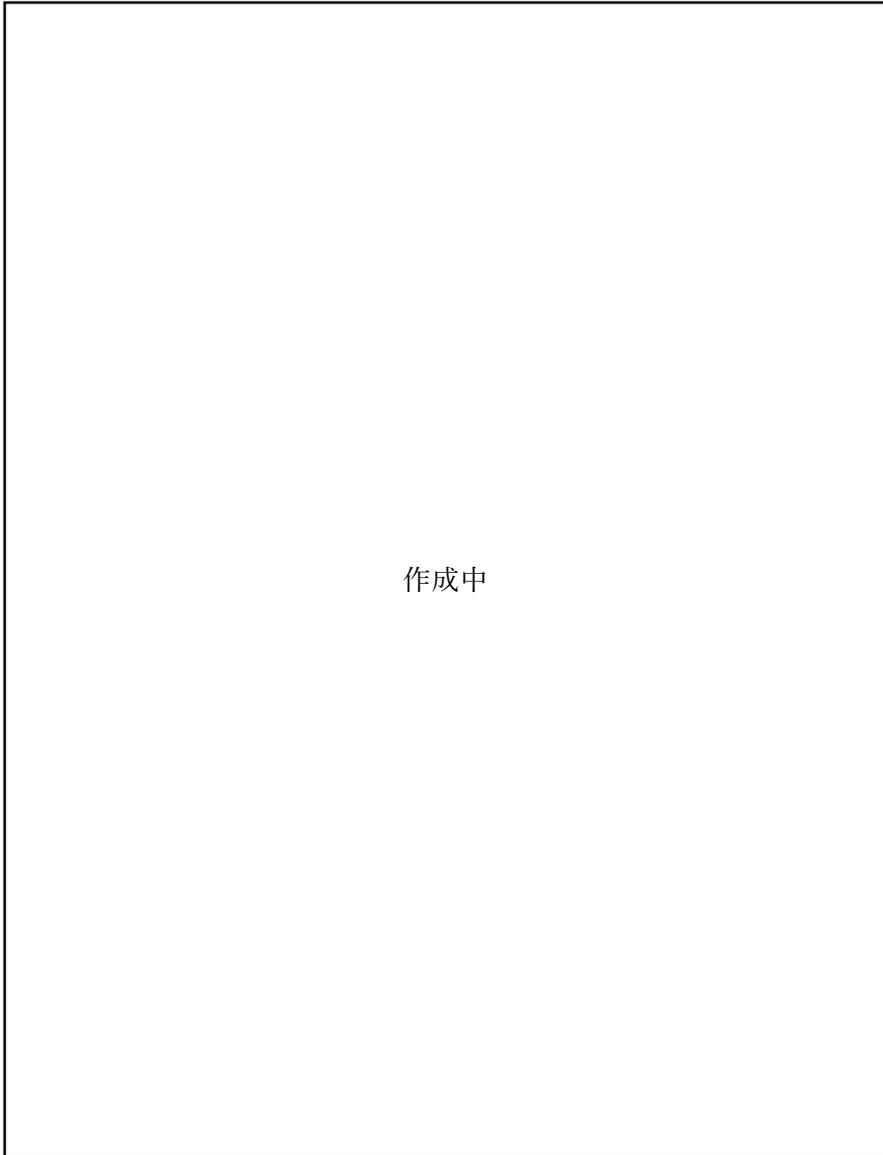
江島神社奉安殿には、鎌倉時代に作られた八臂弁財天（国指定）や裸弁財天として有名な妙音弁財天（市指定）が安置されており、江島神社の辺津宮の境内に建立されました。

(12) 日本大学生物資源科学部博物館「骨の博物館」

日本大学生物資源科学部博物館「骨の博物館」は、「骨の多様性と進化」をテーマとして、展示と教育プログラムを通じて生涯学習の場と機会を提供する施設です。2025年（令和7年）3月には登録博物館となりました。

(13) 新江ノ島水族館

新江ノ島水族館は、2004年（平成16年）にグランドオープンし、“相模湾と太平洋”、そこに暮らす“生物”をテーマとして、海やそれを取り巻く環境を楽しく遊びながら学べる「エデュテインメント型水族館」です。2024年（令和6年）9月には登録博物館となりました。



作成中

図 12 文化施設位置図

4 歴史的背景

(1) 原始（旧石器～弥生時代）

■人類の到来

藤沢市域には、今からおよそ 35,000 年前の旧石器時代から人類が生活していました。大庭根下遺跡で出土した打製石斧と、石川稻荷山遺跡で出土した局部磨製石斧はその頃に使われていた道具で、大変貴重な資料です。藤沢市内には、北部の相模野台地上に旧石器時代の遺跡が多く遺されています。旧石器時代のほぼ全ての時期の遺跡が見つかっており、広範囲を移動しながら狩猟採集生活を行っていた当時の人類が、頻りに藤沢市域を訪れていたことがわかっています。また、下土棚諏訪ノ棚遺跡のように同じ場所で複数の時期の石器が見つかることや、用田バイパス遺跡群のように大量の石器を製作した痕跡が見つかることも多く、生活に適した場所だったことがわかります。

■定住のはじまり

縄文時代に入ると、人類は定住生活を始めます。藤沢市域でも多くの集落が営まれていました。まず、南鍛冶山遺跡と慶應義塾湘南藤沢キャンパス内遺跡では、今からおよそ 15,000 年前の縄文時代草創期の住居跡が見つかっています。また、江の島の頂上部では、今からおよそ 13,000 年前頃の縄文時代早期の集落が見つかっています。その後も、台地や丘陵地帯の川沿いを中心に活発な活動が行われ、縄文時代のほぼ全ての時期の遺跡が見つかっています。相模湾岸ではめずらしい貝塚も、西富や遠藤などに形成されており、土偶や、埋葬人骨などが出土しています。しかし、縄文時代の終わり頃にかけて遺跡数が減少し、それから弥生時代の半ばまで、藤沢市内では遺跡がみられなくなります。

■低地への進出

今からおよそ 2,000 年前の弥生時代中期になると、再び藤沢市内でも遺跡がみられるようになります。相模野台地南端部の引地川の東岸にある稻荷台地遺跡群では、全体で数百軒もの住居跡が見つかっており、大規模な集落が営まれていたことがわかっています。この遺跡では、人間・鹿・矢印の三種の絵が刻まれた、大変めずらしい絵画土器も出土しています。およそ 1,800 年前の弥生時代後期になるとさらに多くの遺跡がみられ、先ほどの稻荷台地遺跡群のほかにも、市内各地で集落跡が見つかっています。これらの集落は多くが川沿いの台地上に立地しています。また、朝日町にある若尾山遺跡では、近江系の特徴的な土器が出土しており、遠方との地域間交流も盛んだったことがわかります。

(2) 古代（古墳～平安時代）

■群をなす横穴墓

市内各地で弥生時代の後期から継続していた集落は、4世紀頃までに一度途絶えます。その後、5世紀頃になると再び遺跡がみられるようになります。この頃から砂丘地帯への進出が本格化し、朝日町や片瀬には古墳も築かれていたことが発掘調査で確認されています。6世紀以降になるとさらに遺跡数が増加し、長後や川名、片瀬などで集落跡が見つっています。また、藤沢市域では、片瀬丘陵を中心に横穴墓という形態の墓が非常に多く造られ、金や銀で飾られた大刀などの武具や、勾玉をはじめとする装飾品などの副葬品も数多く出土しています。そのほか、石川の南鍛冶山遺跡では、7世紀頃に馬の生産が行われていた痕跡が見つっています。

■拠点集落の展開

律令制下では、藤沢市域は相模国高座郡の大庭郷・土甘郷^{とがみ}と、鎌倉郡^{かたせ}の方瀬郷に属していました。藤沢市の北部が大庭郷、南部の境川以西が土甘郷、境川以東が方瀬郷と推定され、実際に鵜沼では「土甘」と刻まれた土師器が出土しています。この時期になると、各地に拠点的な大規模集落が築かれます。その中でも最大規模の集落が、石川の南鍛冶山遺跡です。7世紀中頃から10世紀後半まで続いた集落で、合計で700棟以上の建物の跡などが見つっています。人面の描かれた墨書土器などの特殊な遺物も多く出土しており、大庭郷の中心的な集落でした。また、文字資料でも藤沢市域の様子がみられるようになります。土甘郷には、長屋王の弟である鈴鹿王の封戸があったことが知られています。打戻の宇都母知神社は927年（延長5年）にまとめられた延喜式神名帳に記載のある古社です。

■大庭御厨の成立

1117年（永久5年）、鎌倉権五郎景政が先祖代々の領地を伊勢神宮に寄進したことにより、大庭御厨が成立しました。大庭御厨は現在の藤沢市と茅ヶ崎市の大部分を占める広大な荘園で、大庭郷、俣野郷、鵜沼郷など、現在も地名として残るものもあります。鎌倉景政は平良文を祖とする「鎌倉党」という武士団の一人で、村岡には景政や良文に関する伝説・伝承が多く残っています。大庭御厨はその後、代々鎌倉党の族長が受け継いでいきます。

(3) 中世（鎌倉～戦国時代）

■武士の時代のはじまり

大庭御厨の成立以降、藤沢市域はさまざまな武士の影響下に置かれます。その一人が鎌倉党の族長となった大庭景親です。石橋山の合戦では平家方の総大将として源頼朝を破りますが、その後勢力を盛り返した頼朝に敗れ、固瀬川で斬首されま

す。鎌倉幕府成立後の御厨は、景親の兄である懐島景能をはじめ、有力な武士たちが治めていきます。

大庭御厨の北には渋谷庄がありました。この地域を治めたのは渋谷氏で、現在の長後天満宮の辺りに居館があったといわれます。村岡地域は鎌倉党とゆかり深い地域でしたが、1191年（建久2年）には頼朝により鶴岡八幡宮寺に寄進されています。

鎌倉時代頃からは、江の島と弁才天が武士の信仰を集めるようになります。『吾妻鏡』や『太平記』などには、源頼朝や北条時政など、多くの武士が江の島を訪れた記録や伝承が残されています。

また、この時代には切通や京鎌倉往還が整備され、藤沢市域は鎌倉の西の入り口となりました。「砥上が原」などと呼ばれた藤沢南部の砂丘地帯は、旅の名所や戦場として、歴史にその名を多く残しています。

■動乱の藤沢

室町幕府成立後、鎌倉には鎌倉府が置かれ、藤沢地域は相模国守護の支配領域となります。その後、鎌倉公方足利氏と関東管領山内上杉氏の争いにより、藤沢地域は多くの戦いの舞台となります。清浄光寺（遊行寺）は、鎌倉時代末期に遊行四世呑海上人により創建され、その後足利尊氏の寄進を受けるなど、室町時代に隆盛します。境内には1416年（応永23年）に起きた上杉禅秀の乱の犠牲者を両軍・人畜問わず吊った敵御方供養塔（国指定）があります。また、江の島は鎌倉府の直轄地として保護されました。江の島を舞台とした江の島合戦は、関東の戦国時代の幕開けともいわれる享徳の乱のきっかけとしても有名です。

■扇谷上杉氏と小田原北条氏

戦国時代前期、藤沢地域は相模国守護であった扇谷上杉氏の支配下にあり、その拠点として築かれた山城が、大庭城です。扇谷上杉氏の家宰であった太田道灌により築かれたという伝承もあります。築城年代は不明ですが、上杉朝昌などが居城したと伝わります。その後、相模平定をめざした伊勢宗瑞により攻められ、1512年（永正9年）に落城すると、鎌倉市との市境に玉縄城が築かれ、藤沢地域の拠点となります。小田原北条氏が相模国を平定すると、北条氏の家臣団が藤沢の各地を治めるようになります。「北条氏所領役帳」には藤沢各地の地名がみられ、当時の様子がわかります。清浄光寺（遊行寺）の門前には、北条氏の職人衆である大鋸引の集落があり、藤沢宿の前身となりました。

豊臣秀吉による小田原攻めにともない、藤沢地域は徳川家康により攻め入られます。玉縄城が1590年（天正18年）に明け渡され、同年徳川家康が江戸に入府すると、その支配下に置かれることになります。

(4) 近世（江戸時代）

■東海道の宿場町としての藤沢地域の発展

関ヶ原の戦いの後、徳川家康により街道整備が進められ、1601年（慶長6年）、小田原北条氏の時代から集落の発展していた藤沢に藤沢宿が定められました。伝馬制度の賦役は重いものでしたが、東海道、江の島道、大山道、鎌倉道、厚木道、八王子道を要する藤沢宿は交通の要衝として発展し、東海道を往来する武家や商人だけではなく、江の島詣、大山詣りなどの参詣客でにぎわい、活気あふれる東海道の宿場として独自の文化圏を形成しました。

■清浄光寺（遊行寺）と江の島の隆盛

16世紀末、戦火の被害から復興した清浄光寺（遊行寺）は、江戸時代に幕府の厚い保護を受け、時宗の総本山として躍進します。清浄光寺は藤沢宿のシンボルとして浮世絵にも多く描かれ、また、『小栗判官伝説』の舞台としても親しまれました。

江の島は、弁財天信仰が庶民の内に広まった江戸時代の中頃から、さらなる隆盛を誇るようになります。弁財天の開帳や御師達の布教活動により、江の島には多くの人々が訪れ、また浮世絵や文芸の題材としても広く親しまれました。参詣客を相手にした生業も発展しました。

■市域各地の村落の様相

江戸からほど近い藤沢市域は、そのほとんどが天領や旗本領でした。各地の村々は、大きく北部は農業、南部は農業と漁業を生業としていました。また、片瀬には湊があり、海の玄関口として流通を支えていました。藤沢宿周辺の村々は、日々の生業に加えて、助郷として人馬の負担もしていました。

19世紀前半、『新編相模国風土記稿』の編纂に前後して、藤沢でも自身の郷土の地誌を記録しようという動きが起き、『我がすむ里』や『相中留恩記略』などが記され、当時の様子が伝えられています。

■市域に伝わる災害の記録

江戸時代の藤沢には、さまざまな災害の記録が残されています。1707年（宝永4年）に発生した富士山の噴火では、30cm以上の降灰があり、大きな被害を受けました。度々起こる水害も農作物に大きな影響を与え、年貢の減免などを申し出た記録も残っています。また、藤沢宿では度々大きな火事が起きており、火に強い土蔵が立ち並ぶきっかけにもなっています。

(5) 近現代（明治以降）

■開国からの変革期の藤沢

黒船来航以降、日本が国際社会の中に巻き込まれていくなか、開港された5つの港の1つである横浜には、続々と外国商人が移住し、新しい街が建設されていきました。横浜からほど近い藤沢は、幕府が定めた横浜から10里四方の「外国人遊歩区域」の中であったことから、外国人との接触が頻繁にありました。特に江の島は、外国人が多く訪れる周遊旅行地となり、その体験の様子は彼らの記した旅行記などからうかがい知ることができます。また、江の島には、1877年（明治10年）にアメリカ人動物学者のエドワード・S・モースによる臨海研究所、そして1882年（明治15年）にはイギリス人商人のサムエル・コッキングによる植物園が設営されました。

■文明開化期の藤沢

明治時代の藤沢は、1871年（明治4年）の人力車の営業開始と郵便役所の開設、1872年（明治5年）の電報取り扱い開始と坂戸の常光寺への邏卒屯所（警察署）の設置、1887年（明治20年）の東海道線の横浜から国府津間の開通にともなう藤沢駅の開業と、瞬く間に近代化を果たしていきました。

羽鳥村名主の三觜八郎右衛門からの招聘を受け、小笠原東陽は1872年（明治5年）に私塾「読書院」を開き、1873年（明治6年）の日本最初の近代学校教育制度「学制」により近代的初等教育機関の先駆けとなりました。生徒の増加にともない1878年（明治11年）に「耕余塾」と名を改め、中等教育機関として後の首相となる吉田茂や、味の素の礎を築いた鈴木三郎助・忠治兄弟などの人物を輩出しました。

■関東大震災からの復興

1923年（大正12年）年9月1日に関東大震災が発生し、藤沢市街にも大きな被害がもたらされました。特に人口密集地の白旗、仲之町、川岸通りの家屋倒壊、海岸部では高さ10～12メートルの津波による被害が大きく、北部にあたる内陸の小出、御所見も大きな被害がみられました。しかし、旧東海道の拡幅や遊行寺坂の勾配の切り下げなど、藤沢の街並みは人々の努力により驚くほどの早さで復旧していきました。

■観光地「湘南」の胎動

明治時代以降、片瀬・鵜沼地域は、砂丘と松林に代表される特徴的な景観や、波の穏やかな砂浜海岸、年間を通して過ごしやすい気候、そして都市部からの適度な距離感が生むのどかさから、保養地や別荘地として注目され、開発が進められていきました。ま

た、1887年(明治20年)の東海道線藤沢駅の開業に引き続き、1902年(明治35年)には江之島電気鉄道が、1929年(昭和4年)には小田急電鉄江ノ島線が開業すると、発達した交通網に支えられて行楽地化が加速し、やがては夏の一大観光地として、その名を馳せるようになりました。

■工業化と戦争

1920年代以降、交通の便がよく工場の操業に適していた藤沢には、多くの工場が移転・開設しました。金属加工や部品の製造などを行っていた工場の多くは、1943年(昭和18年)には軍需工場となりました。

また、藤沢には多くの軍事施設も置かれました。明治時代以降、海軍の演習場であった辻堂・茅ヶ崎海岸では、さまざまな訓練や実験が行われていました。接収された善行の藤澤カントリー倶楽部には藤沢海軍航空隊が設置され、クラブハウスは本部として利用されました。戦争末期には、本土決戦に備え藤沢市域に陸軍が配備され、江の島にも砲台が設置されました。

終戦後は、藤沢市域にも占領軍が進駐し、藤沢海軍航空隊の跡地が拠点として利用されました。また、辻堂・茅ヶ崎海岸の演習場は「チガサキ・ビーチ」としてアメリカ軍の演習場となり、1959年(昭和34年)に返還されるまで頻繁に砲撃演習や上陸演習が行われました。

■現代の藤沢

昭和30年代に、片瀬海岸が「東洋のマイアミビーチ」として売り出されると、都心からのアクセス性の高さもあり、海水浴客が大勢訪れました。1960年代半ばにピークに達して以降は、海水汚染などの影響もあり次第に落ち着きを見せるようになりますが、その後も「湘南」の中心として多くの観光客が訪れています。

また、昭和30年代には軍事施設の跡地などへの工場の誘致も行われ、戦前から操業していたものも含め、藤沢の工業都市としての性格が補強されていきました。現在では、一部の閉鎖された工場の跡地に商業施設が開業し、市内外から多くの人を集めています。

1960年代以降には、大都市近郊のベッドタウンとしての需要が高まり、各地で団地の建設が進められました。また、自治体主導の都市整備も進められ、湘南ライフタウンをはじめとする大規模な宅地開発や区画整理が行われました。

第2章 藤沢郷土資源の概要

1 指定・登録文化財の概要と特徴

〇年（令和〇年）〇月〇日現在、市域には文化財保護法に基づく「国指定文化財」が9件、「国登録文化財」が42件所在しています。また神奈川県文化財保護条例に基づく「県指定文化財」が13件、藤沢市文化財保護条例に基づく「藤沢市指定文化財」が90件となっています。文化財の保存技術に選定されているものはありません。

表6 指定等文化財件数一覧（〇年〇月〇日時点）

類型		国指定 ・選定	国選択	県指定	市指定	国登録	合計	
有形文化財	建造物	0	-	0	11	42	53	
	美術 工芸品	絵画	3	-	4	5	0	12
		彫刻	2	-	0	11	0	13
		工芸品	0	-	3	3	0	6
		書跡・典籍	2	-	1	3	0	6
		古文書	0	-	0	1	0	1
		考古資料	1	-	0	3	0	4
		歴史資料	0	-	0	6	0	6
無形文化財		0	0	0	0	0	0	
民俗文化財	有形の民俗文化財	0	-	2	22	0	24	
	無形の民俗文化財	0	0	2	8	0	10	
記念物	遺跡	1	-	0	10	0	11	
	名勝地	0	-	1	0	0	1	
	動物・植物・地質鉱物	0	-	0	7	0	7	
文化的景観		0	-	-	-	-	0	
伝統的建造物群		0	-	-	-	-	0	
合計		9	0	13	90	42	154	

※市指定建造物には、江の島弁財天道標 12 基を 1 件として計上している。

※県指定史跡・名勝である江ノ島は県指定名勝地として計上している。

※制度として存在しないものは「-」と示している。

2 未指定文化財の概要と特徴

本市では文化財総合調査等の成果により、〇年（令和〇年）〇月現在、〇件の未指定文化財を把握しています。未指定文化財については今後、新たな調査等によって存在や価値が把握されていくものがあります。未指定文化財であっても、藤沢市の歴史文化の特徴を表す大切な藤沢郷土資源が多くあります。必要に応じて指定や登録など行政的な処置を行い、次世代に継承していかねばなりません。

なお、ここでは文化財保護法で規定される文化財のほかに、「伝承・民話」「地名」「寺社」「包蔵地」という枠組みを設定しています。このうち「寺社」は、「寺社の境内に所在する建造物」・「寺社が所有する美術工芸品」・「寺社で執り行われる祭りや行事」をまとめて1件として計上しています。また「包蔵地」は、「神奈川県遺跡台帳」に登載されている周知の埋蔵文化財包蔵地の数を計上しています。

表7 未指定文化財件数一覧（〇年〇月〇日時点）

類型		合計	
有形文化財	建造物	36	
	美術工芸品	絵画	0
		彫刻	0
		工芸品	0
		書跡・典籍	0
		古文書	317
		考古資料	116
		歴史資料	2,370
無形文化財	0		
民俗文化財	有形の民俗文化財	1,726	
	無形の民俗文化財	2	
記念物	遺跡	6	
	名勝地	4	
	動物・植物・地質鉱物	185	
文化的景観		10	
伝統的建造物群		0	
その他	伝承・民話	323	
	地名	444	
	寺社	121	
	包蔵地	355	
合計		6,015	

3 類型ごとの概要と特徴

（1）有形文化財

[建造物]

市指定が11件、国登録が42件あります。市指定のほとんどは寺社に関する

もので、仏堂や門・鳥居・燈籠のほか、杉山検校が寄進したと伝わる江の島弁財天道標などがあります。国登録は、藤沢宿のかつての様子を伝える桔梗屋など、歴史的建造物が各地に点在しています。未指定文化財としては、寺社の建造物や、特徴的な近代建築などを把握しています。

[絵画]

国指定が3件、県指定が4件、市指定が5件あります。国指定の絹本著色後醍醐天皇御像など、ほとんどが清浄光寺（遊行寺）の所有であり、時宗総本山としての由緒を感じさせます。市指定のうち3件は江の島に関連するもので、江島神社の八方睨みの亀の絵や、江島縁起などがあります。未指定文化財として把握しているものはありません。

[彫刻]

国指定が2件、市指定が11件あります。すべて仏像で、市内各地の寺社などに伝わるものです。国指定の木造薬師如来坐像及び木造弁才天坐像はどちらも鎌倉時代のもので、当時の作風をよく伝えています。未指定文化財としても、各地の寺社に伝わる仏像などを把握しています。

[工芸品]

県指定が3件、市指定が3件あります。内訳は刀剣2振と、寺の鐘3口、そして雲板1枚です。県指定の太刀 銘肥前国佐賀住は、肥前国蓮池城主の鍋島甲斐守が江島神社に奉納したものと伝わります。未指定文化財としては、清浄光寺（遊行寺）の所有する舶載磁器や、宗賢院に伝わる茶釜などを把握しています。

[書跡・典籍・古文書]

国指定が2件、県指定が1件、市指定が4件あります。寺社に伝わるもののほか、県指定の岩本院文書、市指定の森文書は、中世から近世にかけての藤沢の様子を伝える重要な歴史資料です。未指定文化財としては、市内の旧家などに伝わる文書類などを把握しています。

[考古資料]

国指定が1件、市指定が3件あります。市指定の3件は、県内でも貴重な人面墨書土器及び金銅装単鳳環頭大刀と、かつての鵜沼地域の地名である「土甘」と刻まれた土師器です。未指定文化財としても、市内各地の遺跡から出土した数多の考古遺物があります。なお、国指定の壺形土器は市内出土のものではありません。

[歴史資料]

市指定が6件あります。江戸時代の相模国の名所旧跡を記した地誌である相中留恩記略や、説教節で知られる小栗判官伝承の関連資料などを指定しています。未指定文化財としては、藤沢を描いた浮世絵などがあります。

(2) 無形文化財

藤沢市内には、無形文化財に分類される藤沢郷土資源はありません。

(3) 民俗文化財

[有形の民俗文化財]

県指定が2件、市指定が22件あります。多くは市内各地に点在する庚申供養塔で、そのうち江の島島内に所在する群猿奉養像の庚申供養塔は、ユニークな構図が特徴的です。藤沢の信仰用具コレクションは農村地域の正月飾りなどが体系的に整理されたものです。そのほか、鵜沼と辻堂の人形山車は、明治期の藤沢南部の豊かさを伝えています。未指定文化財としては、大山道などの道標や道祖神などの石造物を把握しています。

[無形の民俗文化財]

県指定が2件、市指定が8件あります。県指定の相模のささら踊りや江の島囃子をはじめ、各地の祭や生業に関する民俗芸能が指定されており、市内各地の特徴的な生業や社会構造を今に伝えています。未指定文化財としては、麦打ち唄のような民謡や各地の祭りなどを把握しています。

(4) 記念物

[遺跡]

国指定が1件、市指定が10件あります。国指定の敵御方供養塔や、藤沢にゆかりのある人物の墓、大庭城跡をはじめとする重要な遺跡のほか、伝承地などが指定されています。未指定文化財としては、片瀬丘陵に密集する横穴墓群をはじめとする遺跡や、サバ神社などの寺社、各地の伝承地などを把握しています。

[名勝地]

県指定史跡・名勝の江ノ島が該当します。藤沢を代表する景勝地である江ノ島は、かつては国指定でしたが、1964年（昭和39年）東京オリンピックの開催にともない指定解除された経緯があります。未指定文化財としては、片瀬から辻堂

にかけての砂浜海岸などを把握しています。

[動物・植物・地質鉱物]

市指定が7件あります。慈眼寺の混生樹や清浄光寺（遊行寺）の大イチョウなど、寺社の境内に所在する古木や樹林のほか、貿易商サムエル・コッキングが持ち込んだ樹木などがあります。未指定文化財としては、同様に寺社や旧家の敷地内に残るタブノキやスタジイといった巨木などを把握しています。

（5）文化的景観

藤沢市内には、文化的景観の選定はありませんが、文化的景観に相当する藤沢郷土資源としては、鵜沼の玉石垣や江ノ島電鉄の走る風景などがあります。

（6）伝統的建造物群

藤沢市内には、伝統的建造物群保存地区の選定はありません。

（7）その他（埋蔵文化財）

埋蔵文化財が所在している土地のことを埋蔵文化財包蔵地（以下、包蔵地）といい、現在市内では355か所が周知されています。

第3章 藤沢市の歴史文化の特徴

1 水が造りあげた大地のかたち～地形を巧みに利用した人々の営み～ (概要)

相模野台地の南端部に位置する藤沢市は、水源に恵まれた土地です。また、その水によって形作られた地形は様々な用途で生活を支えてきました。

川に張り出した舌状台地には多くの遺跡が遺されていますが、中世にはその地形と地質を巧みに利用して大庭城も造られています。

湧水のある谷戸も古くから人類の生活に密接に関わっており、中世以降には谷戸田としても活用されました。

台地中央の平坦地は近代以降に好んで利用され、起伏の激しい丘陵地帯は切り開かれて宅地化されています。

(本文)

■台地の地形

相模野台地の南端部に位置する藤沢市は、水に恵まれた土地であり、3万年以上前から人類が生活していました。特に、川や湧水により形成された舌状台地や谷戸は、好んで利用されました。

■舌状台地の土地利用

舌状台地は川に向かって張り出した台地の先端のことで、見晴らしがよく水源にも近いため、多くの集落遺跡が遺されています。中世には、舌状台地の川に囲まれ、切り立った地形が防御に適していたことから、山城としても利用されます。防御施設には、台地上に堆積したローム層も有効活用されました。

■谷戸の土地利用

台地や丘陵の端部には湧水が多くみられ、湧き出た水により形成された谷戸は、古くから水源として利用されました。そのため、谷戸の周囲の高台にも集落遺跡が多く遺されています。時代が下ると、谷戸の内部も耕作地として利用されるようになりました。現代では、貴重な自然環境を残す場所としても注目され、保護されています。

■平坦地の土地利用

台地中央の平坦地は、近代以降、飛行場や軍学校としても利用されるようになりました。これらの広い土地は、戦後は工場として利用されるようになります。ま

た、丘陵地帯は切り開かれ、多くの人々が暮らすベッドタウンにその姿を変えていきました。

2 湘南の海と砂丘～相模湾がもたらした多彩な恵み～

(概要)

湘南を代表する観光地のひとつである藤沢南部は、海の賜物といえます。

相模湾の海産物は、砂丘地帯に生きる人々の生活に欠かせないものでした。海は地域間交流の基盤としての役割も持ち、集落の発展につながりました。

海による浸食作用で形作られた江の島は多くの人々に愛され、またそこに暮らす人々の生活を支えています。

保養地に適した海浜部の気候や風土は、南部の開発と振興に大いに寄与し、現代に続く湘南ブランドを生み出す土壌となりました。

(本文)

■湘南は海の賜物

湘南を代表する観光地のひとつである藤沢南部は、海の賜物といえます。人々が暮らす砂丘地帯や、その暮らしを支える資源は、海とは切っても切れない関係にあります。

■暮らしを支える海

相模湾の海産物は、砂丘地帯に生きる人々の生活に欠かせないものでした。縄文時代から現在に至るまで、漁は湘南の主要な生業です。また、海は地域間交流の基盤としての役割も持ち、集落の発展につながりました。片瀬丘陵に造営された数多くの横穴墓群は、彼らの繁栄を物語ります。

■海が作った景観

海による浸食作用で形作られた江の島は、古くから多くの人々に愛され、信仰の対象として、あるいは旅の目的地として、大いににぎわいました。江の島の磯は景観もさることながら漁場としても豊かで、江の島の観光業を支える基盤でもありました。

■海がもたらす観光

保養地に適した海浜部の一年を通して過ごしやすい気候や、砂丘の景観が彩る風土は、藤沢南部の開発と振興に大いに寄与しました。海岸のにぎわいは映画や物語の舞台となり、サーフィンなどの若者文化をベースとする湘南ブランドを生み出し

ました。

3 信仰が集めた人と物～願いがもたらした藤沢の文化～

(概要)

藤沢市域には、多くの人の信仰を集めた寺社等が点在しており、藤沢の文化を構成する重要なピースとなっています。

武士の信仰を基にしたさまざまな寺社等の中で、江の島と清浄光寺は特に厚い保護を受け、大きな存在感を放っています。

江戸時代に参詣のための旅が流行すると、藤沢市域に多くの人が訪れるきっかけにもなりました。

寺社は、それらが祀られている土地に伝わる歴史を物語るものでもあります。

各地の寺社で催される祭りは、地域の文化を特徴づける大事な要素です。

(本文)

■信仰を集めた藤沢の寺社

藤沢市域には、多くの人の信仰を集めた寺社が点在しています。なかでも、江の島の弁財天と清浄光寺（遊行寺）は全国的に有名です。このような寺社等やそこで行われる祭りは、人々の願いを集めながら、藤沢の歴史や文化の中で大きな存在となっていきました。

■武士と信仰

宗賢院や養命寺、サバ神社や御霊神社など、市内には武士にゆかりのある寺社が多く存在します。また、江の島と清浄光寺は、中世以降さまざまな武士から厚く信仰され、時の権力者からの厚い保護を受けてきました。寺に伝わる宝物の数々は、それを示す証といえます。そして藤沢は、このような寺院の所在する場所として、広く知られた土地でもありました。

■信仰と旅

江の島や清浄光寺は、江戸時代には庶民にもより広く知られるようになります。弁財天信仰の広まりや旅の流行により、信仰の対象あるいは旅の名所として、多くの人が訪れました。大山詣りも藤沢宿の発展を語るうえでは欠かせないものです。

■信仰と伝承

各地に祀られた寺社は、その土地に伝わる歴史を物語るものでもあります。義経伝説にゆかりのある白旗神社や、日蓮上人の伝説にちなむ龍口寺など、寺社の成り立ちそのものに伝説が関わるものもあれば、長生院のように小栗判官伝説の舞台と

なったものもあります。伝説や伝承は地域の人々に親しまれるのはもちろん、外からの人々が訪れるきっかけでもありました。

■信仰と祭り

市内各地の寺社では、江の島天王祭（市指定）や龍口寺の龍ノ口法難会など、特徴的な祭りが催されています。地域の人々により連綿と受け継がれてきたこれらの祭りは、地域の文化を特徴づける大事な要素です。

4 藤沢を形作った陸の道・海の道 ～東海道とさまざまな道が呼び込んだ発展～

（概要）

藤沢の発展は、多くの道に裏付けられたものともいえます。

藤沢宿は東海道から江の島道と大山道が分岐する場所であり、江戸からの参詣客で大いににぎわい、発展していきました。

藤沢の北部で生産された農作物の流通には滝山街道や厚木道が大きな役割を持ち、藤沢宿は問屋街としても栄えました。

海の道も欠かせないものであり、片瀬湊は、小規模ながら藤沢と全国をつなぐ玄関口として、藤沢の繁栄を支えました。

早期に発達した鉄道網も、観光と流通の両側面から藤沢を盛り立てました。

（本文）

■街道の交差点・藤沢

藤沢の発展は、多くの道に裏付けられたものともいえます。東海道をはじめとする複数の主要な街道のほかにも、海路や鉄道も藤沢の発展には欠かせない道です。

■東海道と参詣の道

藤沢宿は東海道の宿場ですが、江の島道と大山道が分岐する場所でもあります。特に江の島は江戸からほど近い立地も相まって、旅の目的地として人気を博し、藤沢宿は参詣客で大いににぎわい、発展していきました。

■街と村をつなぐ道

藤沢の北部で生産された農作物の流通には滝山街道や厚木道などが大きな役割を持ちました。これらの道は農村と街を結ぶ道ともいえ、近代以降の藤沢宿は問屋街としても栄えます。長後や御所見など、各地に点在する街道の交差点もそれぞれ独自の発展を遂げました。

■全国につながる海の道

南を相模湾に面する藤沢には、海の道も欠かせないものでした。片瀬湊は境川の河口に位置した小規模な湊で、境川上流や市内北部の農村で生産した小麦などの農作物を全国に輸出する玄関口として、藤沢の流通と繁栄を支えました。

■観光と流通を支える鉄の道

東海道線をはじめとする早期に発達した鉄道網も、藤沢の道の特徴のひとつです。鉄道は観光客の来訪を促したほか、鉄道を活用した商いも行われるようになりました。

5 さまざまな風土によって生み出された多様な生業 ～地域色豊かな藤沢～

(概要)

さまざまな風土は、多様な生業とそれに基づいた豊かな地域色を各地に生み出しました。

台地では、麦を中心とした畑作が多く行われていました。また、近代以降は養蚕も盛んに行われ、長後などの発展につながりました。

砂丘地帯では、地引き網による肥料生産などが行われました。この地域の祭礼に特徴的な人形山車は、経済的な豊かさを物語ります。

宿場から発展した藤沢には、その資本を基にして開業した肥料商などのさまざまな問屋が軒を連ね、一大商業地域となりました。

江の島では伝統的な磯漁と宿屋業の二つの生業が営まれ、独特な社会が形成されました。現在も天王祭や江の島囃子にその色が残ります。

■さまざまな風土が生んだ生業

藤沢市域は、場所によってさまざまな地理的特徴を持ちます。そんなさまざまな風土は、多様な生業を各地に生み出しました。

■台地の生業

台地上では、麦や大豆、甘藷などの畑作が行われていました。水田は谷戸などで湧水を利用して営まれていましたが、収穫量はそれほど多くはありませんでした。遠藤地区には「相模のささら踊り」(県指定)や昔ながらの労働唄「遠藤焼米つき唄・臼ひき唄」(市指定)、「麦打ち唄」なども伝えられています。また、近代以降は養蚕も盛んに行われ、長後などの発展につながりました。

■砂丘の生業

砂丘地帯では、沿岸部において地引き網が盛んで、肥料である干鰯の生産が行われました。この地域では、氏神の祭礼での「人形山車」（鵜沼皇大神宮・辻堂諏訪神社の人形山車は市指定）の巡行が特徴です。いずれも明治時代初期から中期に開始されたと伝わっており、当時の村々が経済的に豊かであったことがうかがえます。また、鉄道が開業すると、桃などの都心向けの果樹栽培も行われました。

■街の生業

東海道の宿場から発展した藤沢は、その資本を基にして開業した肥料商などのさまざまな問屋が軒を連ね、一大商業地域となりました。特に肥料商は農村との関わりが深く、「白旗勘定」といわれる、肥料と種子苗を農家に貸し付け、収穫物で支払わせるという商習慣もありました。

■島の生業

江の島では伝統的な磯漁と宿屋業の二つの生業が営まれました。江の島を参詣し、海の幸を味わうことを目的として盛況を極めた「百味講」は、磯漁によって得られる豊富な海の幸に支えられていました。また、江の島は参詣地としてもにぎわい、岩本院をはじめとする宿坊が島内に軒を連ね、それらは後に宿屋業へと転化していきました。



図 13 歴史文化の特徴のイメージ図

第4章 藤沢郷土資源に関するこれまでの取組・現状

1 調査に関する取組・現状

(1) 国が主体となって行った調査

■有形文化財（建造物）

主として20世紀に造られた優れた建造物について、『近現代建造物緊急重点調査事業（平成27年度～）』として、全国的な把握調査が行われており、本市でも1件がリストアップされています。

■記念物（名勝地）

近代の人文的な名勝地について、『近代の庭園・公園等に関する調査研究（平成21～23年度）』として、全国的な把握調査が行われており、本市でも1件がリストアップされています。また、未指定・未登録の名勝地について、『名勝に関する総合調査（所在調査）（平成23～25年度）』として、全国的な把握調査が行われており、本市でも1件がリストアップされています。

(2) 神奈川県が主体となって行った調査

■有形文化財（建造物）

主に近代に造られた建造物について、『近代洋風建築総合調査（昭和57～61年度）』、『近世社寺建築緊急調査（昭和61～63年度）』、『近代和風建築総合調査（平成9～11年度）』、『神奈川県近代化遺産（建造物等）総合調査（平成21～23年度）』として、把握調査が行われており、これらの所在を把握しています。

■無形の民俗文化財（民俗芸能）

県内各地に伝わる民謡について、『民謡緊急調査（昭和54～55年度）』として、把握調査が行われています。また、県内各地で催行される祭りや行事について、『神奈川県祭り・行事調査（平成18～20年度）』として、把握調査が行われています。

■記念物（動物・植物・地質鉱物）

県内各地の社寺林について、『神奈川県社寺林調査（昭和47～48年度）』として、把握調査が行われています。また、神奈川県からすでに絶滅したか、あるいは絶滅の恐れのあると考えられる動植物の実態を把握するため、神奈川県立

生命の星・地球博物館により調査が行われ、『神奈川県レッドデータ生物調査報告書』が1995年（平成7年）に刊行されており、以降も更新されています。

■埋蔵文化財

周知の埋蔵文化財包蔵地について、『埋蔵文化財遺跡詳細分布調査（昭和60～62年度）』として、分布調査が行われています。

（3）藤沢市などが主体となって行った調査

■藤沢市史編さん事業

1966年（昭和41年）から1981年（昭和56年）にかけて、『藤沢市史』全8巻を刊行するために行った事業です。市史の編さんにともない、さまざまな藤沢郷土資源の把握調査を行いました。

■有形文化財（建造物）

大正時代以前に建てられた民家を対象として、昭和63年度から平成4年度にかけて把握調査及び詳細調査を行っており、その成果を『藤沢の民家』として刊行しています。また、社寺建築について、平成6年度から平成24年度にかけて市内全域で把握調査及び詳細調査を行っており、その成果を『藤沢市社寺建築物調査報告書（全2巻）』として刊行しています。そのほか、平成15年度に旧藤沢宿地域に所在する歴史的建造物の把握調査及び詳細調査を行っています。

■有形文化財（美術工芸品）

絵画・彫刻・工芸品については、昭和58年度から平成5年度にかけて、『藤沢市文化財総合調査』として、市内全域で把握調査を行っており、その成果を『藤沢市文化財総合調査報告書（全10巻）』として刊行しています。

書跡・典籍及び歴史資料については、市史編さん事業等にともない、部分的に把握調査を行っています。

古文書については、市史編さん事業のほか、市内各地区における把握調査を行っており、その成果を『歴史をひもとく藤沢の史料（既刊8巻、以下続刊）』として刊行しています。

考古資料については、発掘調査等で出土した資料を収蔵庫にて整理・保管しています。

■民俗文化財

民俗文化財については、市史編さん事業のほか、市内全域で把握調査を行っており、その成果として『藤沢市民俗の概要』などを刊行しています。また、特に遠藤及び江の島においては詳細な把握調査を行っています。

■記念物

遺跡については、市史編さん事業等にもない把握調査を行ったほか、開発事業等にもない各地で調査を行い、状況を把握しています。

動物・植物については、まず植物についての把握調査を1971年（昭和46年）に市内全域で行っており、動物も含めた把握調査は平成10年度から平成13年度にかけて市内全域で行っています。最新の把握調査は平成23年度から平成25年度にかけて行っており、その成果を『藤沢市の自然環境 調査結果の概要』などで公表しています。また、一部の地域においては市内に所在する研究機関等による把握調査が行われています。

地質については、昭和60年度までに市内各地で公共施設建設等にもない行われたボーリング調査の成果を用いて把握しており、『藤沢の地下をさぐる』として刊行しています。

■文化的景観

文化的景観については、一般的な景観の把握調査等を通じて部分的に把握していますが、市内全域を対象とした文化的景観の把握調査は行っていません。

■その他

伝承・民話については、昭和47年度から昭和52年度にかけて、市内全域を対象とした把握調査を行っており、その成果を『藤沢の民話（全3巻）』として刊行しています。

地名については、昭和58年度から昭和60年度にかけて、市内全域を対象とした把握調査を行っており、その成果を『藤沢の地名』として刊行しています。

表〇 調査に関する取組・現状

		種類・分類	状況	概要・現状		
藤沢郷土資源	文化財保護法で規定された文化財	有形文化財	美術工芸品	建造物	○	市内全域において国・神奈川県及び藤沢市主体の把握調査が行われているが、現状把握のための継続的な調査が必要。
				絵画	○	市内全域において藤沢市主体の把握調査が行われているが、現状把握のための継続調査が必要。
				彫刻	○	
				工芸品	○	
				書跡・典籍	□	抽出的な把握調査は行われているが、市内全域の状況を把握するための追加調査が必要。
				古文書	△	市内の一部地域では把握調査が行われており、残りの地域においても把握調査が進行中。
				考古資料	○	既往の発掘調査等における出土遺物については把握済みだが、今後も資料の増加に伴い適切に把握・管理していくことが必要。
				歴史資料	□	抽出的な把握調査は行われているが、市内全域の状況を把握するための追加調査が必要。
		無形文化財		—	—	
		民俗文化財	有形	○	市内全域において神奈川県及び藤沢市主体の把握調査が行われているが、現状把握のための継続調査が必要。	
			無形	○		
		記念物	遺跡	○	市内全域において発掘調査成果等により把握しているが、今後も継続的な調査が必要。	
			名勝地	○	市内全域において国主体の把握調査が行われているが、現状把握のための継続的な調査が必要。	
			動物・植物・地質鉱物	○	市内全域において神奈川県及び藤沢市主体の把握調査が行われているほか、一部地域では研究機関による調査も行われているが、現状把握のための継続的な調査が必要。	
	文化的景観		□	部分的に把握はしているが、市内全域を対象とした把握調査が必要。		
	伝統的建造物群		—	—		
	埋蔵文化財		○	市内全域において神奈川県主体の把握調査が行われており、その後も調査成果に合わせて随時更新しているが、今後も継続して把握調査が必要。		
	文化財の保存技術		—	—		
	その他	伝承・民話	◎	市内全域において藤沢市主体の把握調査が行われている。		
		地名	◎	市内全域において藤沢市主体の把握調査が行われている。		

※◎:調査完了 ○:概ね完了だが継続調査が必要

□:調査は行われているが追加調査が必要 △:調査中 ×:未調査 —:該当なし

2 保存・活用に関する取組・現状

(1) 指定・登録の推進

歴史上・芸術上・学術上の価値が特に高い藤沢郷土資源について、調査を実施したうえで、文化財の指定・登録に向けた取組を行っています。その結果、国指

定文化財が9件、県指定文化財が13件、市指定文化財が90件、国登録有形文化財が42件存在し、受け継がれています。

(2) 指定文化財の保存・整備

指定文化財の所有者や管理者に対して、藤沢市指定重要文化財等保存管理奨励交付金を交付し、日常の維持管理と活用、及び後継者育成の推進となるよう取組を進めています。

また、必要に応じて市指定重要文化財等修理等補助金を交付し、修理や復旧等の一助となるよう取組を進めています。

(3) 補助金制度の活用

国や県、民間事業者の補助金制度を指定等文化財所有者に情報提供を行っており、申請書の記載や添付書類等の相談に応じています。

(4) 藤沢郷土資源の普及・活用

市民の郷土に対する理解と関心を深め、藤沢郷土資源の普及啓発を図るため、講座・講演会及びシンポジウムの開催、文化財調査報告書の刊行、常設展示室（市民ギャラリー）での資料紹介展、小学校への出前授業等を行っています。

(5) 郷土文化の推進

藤沢市藤澤浮世絵館では、市民の郷土への愛着を育み、文化の向上に寄与するため、本市が所蔵する浮世絵をはじめとした郷土歴史資料等を年6回展示公開するとともに、関連講座やワークショップ、イベントでの出張すり体験等を行っています。

また、藤沢市ふじさわ宿交流館では、旧東海道藤沢宿及びその周辺地域の活性化並びににぎわいの創出を目的として、旧東海道藤沢宿に関する資料の展示、さまざまなイベントやワークショップの開催等を行っています。

(6) 建造物の活用

市内には多くの歴史的建造物があり、新林公園内にある旧小池邸（市指定）では「古民家で昔話を聞こう！」を開催し、さまざまな年代の方に歴史的建造物を身近に感じてもらえるよう取組を進めています。

また、桔梗屋（国登録）では「桔梗屋文化祭」や「藤沢宿スタンプラリー」の会場になるなど、藤沢宿の歴史・文化を継承するとともに、地域の活力やにぎわいの創出を図るため、さまざまな取組を進めています。

(7) 収蔵庫の維持管理と収蔵品の整理保管

本市にある5つの収蔵庫の維持管理を行うとともに、収蔵する藤沢郷土資源の整理保管を行っています。

表〇 収蔵庫の概要

施設名	所在地	面積
藤沢市まちづくり協会ビル内収蔵室	円行2-3-17	259.96㎡
第2収蔵庫	亀井野1000	903.40㎡
御所見収蔵庫	打戻1926	383.50㎡
文化財仮収蔵庫	弥勒寺1-440-1	885.25㎡
旧南市民図書館	鶴沼東8-2	1,293.85㎡
合 計		3,725.96㎡

3 保存・活用推進体制に関する取組・現状

(1) 市民等との連携

これまで民俗資料整理ボランティア養成講座を開催し、ボランティアの育成を行うとともに、講座受講者には実際に資料整理に携わってもらうことで、民俗資料の整理促進を図ってきました。

(2) 文化財保護推進員制度の運営

文化財保護推進員が地域ごとに藤沢郷土資源に関する説明板等を巡回し、実態・破損などの状況を調査しています。調査によって実態を把握するとともに、巡回によって藤沢郷土資源を見まわる目があることを周囲に認識してもらい、説明板等の破損などを防ぐ目的もあります。

(3) 地名講演会の開催

地域住民の地名への愛着を深め、郷土愛を高揚させることを目的として、毎年5月と10月に地名講演会を開催しています。講演会の開催にあたっては、地名研究に関する専門的な知識を有している市民団体「藤沢地名の会」と連携しています。

(4) 藤沢市郷土芸能等保存継承実行委員会の運営

藤沢市において伝承されてきた祭礼、山車曳行、舞踊などの伝統行事や民俗芸能等の保存、継承、振興の取組を行い、地域活性化に寄与することを目的として、藤沢市郷土芸能等保存継承実行委員会を運営しています。

1 藤沢郷土資源の保存・活用に関する将来像

第3章までに整理したとおり、本市には多くの藤沢郷土資源が存在しており、現在まで大切に守られてきました。さらに、藤沢郷土資源の価値や魅力を次世代へつないでいくことができれば、本市の歴史を正しく理解できるだけでなく、本市の持続的な発展に大きく寄与する可能性があります。

そこで、藤沢郷土資源を未来へつなぎ、効果的な保存・活用を図るため、藤沢郷土資源の保存・活用に関する将来像を、「藤沢市市政運営の総合指針2028」におけるまちづくりテーマのひとつ「未来を見据えてみんなで進める」も踏まえ、次のとおり設定します。

藤沢郷土資源を未来へ ～藤沢郷土資源をつないで 人がつながるまち

藤沢郷土資源を確実に未来へつないでいくためには、所有者・市民・関係団体・教育機関・行政等がさまざまな立場でお互いの強みを活かし、連携して活動していくことが必要です。そして、そうした取組はさらなる人と人とのつながりを生み出すきっかけにもなります。

「藤沢郷土資源を未来へ ～藤沢郷土資源をつないで 人がつながるまち～」を将来像として、藤沢郷土資源の保存と活用を推進していきます。

2 藤沢郷土資源の保存・活用に関する基本目標

「藤沢郷土資源を未来へ ～藤沢郷土資源をつないで 人がつながるまち～」をめざし、その将来像の実現や効果的な藤沢郷土資源の保存・活用に向けて、次の3つを基本目標とします。

(1) 「しる～藤沢郷土資源を知り、魅力を伝える～」

藤沢郷土資源を未来へつないでいくためには、藤沢郷土資源の存在を把握し、それが持つ情報や価値を正しく認識することが不可欠です。そのためには、継続して調査、研究を行い、得られた情報や価値について、さまざまな媒体を用いて発信していく必要があります。

藤沢郷土資源の継続的な調査、研究の強化を図り、情報発信を多く行うことで、藤沢郷土資源の魅力を伝える活動を推進していきます。

(2) 「まもる～藤沢郷土資源を守り、未来へつなげる～」

藤沢郷土資源を守るためには、藤沢郷土資源の管理や修理等にかかる負担軽減を図るとともに、相談できる体制を構築することが大切です。また、藤沢郷土資源を未来へつなげるため、継続的に取り組んでいけるだけの環境と体制の整備も必要です。そして、無形の民俗文化財においては、新型コロナウイルスや少子高齢化等の影響により、新たな担い手が不足しており、継承するための支援を行っていく必要があります。藤沢郷土資源を適切に管理し、未来へつなげるための持続可能な体制づくりを推進していきます。

(3) 「いかす～藤沢郷土資源を活かし、みんながつながる～」

藤沢郷土資源を活かすためには、単に所蔵資料を活用した展示や講座等を行うだけでなく、それによってさまざまな担い手がつながる機会を創出する必要があります。また、藤沢郷土資源を単体で捉えるのではなく、エリアやストーリー性によって一体性を持たせた活用を行い、回遊性を意識したにぎわいの創出を生み出していくことが求められます。

藤沢郷土資源を活かし、さまざまな担い手がつながることで、より一層の活用にぎわいを創出していきます。

3 藤沢郷土資源の保存・活用に関する課題

藤沢郷土資源の保存・活用に向けて、これまでさまざまな取組が行われてきましたが、必ずしも十分な成果を挙げているとはいえません。

そこで本節では、3つの基本目標を実現するにあたって障壁となる課題について整理を行いました。

(1) 「しる」に関する課題

課題1 現状把握が必要

藤沢郷土資源の適切な保存、活用を進めるためには、現状把握を継続的に行う必要があります。特に未指定文化財については、所有者や管理者の藤沢郷土資源に対する管理意識が十分でない場合があるので、詳細に現状を把握する必要があります。

課題2 把握調査が不十分

藤沢郷土資源の中には、把握調査に不十分なものがあることに加え、本市の把握調査のひとつである「文化財総合調査」の完了から30年以上経過していることから、新たな調査を行う必要があります。また、調査結果は速やかに周知する必要があります。

課題3 収蔵資料の整理が不十分

収蔵資料の中には未整理のものもあり、資料の整理を継続して行う必要があります。また、収蔵資料を複数の収蔵庫で管理を行っていることから、資料が点在しており、統一的な整理が必要です。さらに、資料をまとめて管理しているデータベース等もなく、効率的に整理を行っていくためにも統括的な管理を行っていく必要があります。

課題4 情報発信の強化が必要

現在、藤沢郷土資源の情報発信は、講座やイベント等において行っていますが、その機会は十分とは言えません。

藤沢郷土資源の持つ魅力や価値を発信するため、より多くの方が情報を受け取ることができるように発信手段や発信機会を増やす必要があります。

(2) 「まもる」に関する課題

課題5 藤沢郷土資源を適切に管理し滅失を防ぐことが必要

未指定の藤沢郷土資源のうち、藤沢市の歴史文化を表す核となるものについては、指定や登録等の文化財制度や関係部署の制度を活用し、適切な評価と維持管理を行い、保存していく必要があります。また、指定や登録文化財においては、価値や魅力が損なわれないように保存や整備を行う必要があります。

埋蔵文化財については、現状が改変されてしまうと持っている情報を引き出すことができなくなるため、埋蔵文化財包蔵地内で工事を行う場合の手続きについて、周知を行う機会が不足しています。

課題6 維持管理に係る所有者の負担が大きい

藤沢郷土資源の保存・活用に加えて、祭りや行事で使用する用具等の維持管理などには多くの資金が必要ですが、物価高騰等に伴って費用の負担がさらに大きくなっています。現在は市だけでなく、国や県、民間団体の補助制度も活用していますが、十分とはいえません。そのため、ふるさと納税やクラウドファンディングなど、財源確保のための調査や検討を進める必要があります。

課題7 収蔵環境の整備が必要

現在、本市には藤沢郷土資源を収蔵するために建築した収蔵庫はなく、既存の公共施設を再利用していることから建物の老朽化が進行し、適切な収蔵環境が確保できていません。また、複数の収蔵庫で分散管理しているため、作業効率が悪い状況にあります。さらに、いずれの収蔵庫も保管している藤沢郷土資源が大量にあり、現時点でもその収蔵可能性が不足しています。以上のことから、収蔵環境の整備は喫緊の課題となっています。

そうしたなか、令和7年度の供用開始に向け、新収蔵庫の整備を行う予定でしたが、事業の見直しを行うなかで、展示機能を付した収蔵庫とするための検討を行うこととし、いまだ建設の目途は立っていない状況です。

課題8 防犯・防災体制の強化と拡充が必要

防犯、防災体制に対して、緊急時の情報把握やマニュアル、連絡網等の整備ができておらず、体制の整備を行う必要があります。加えて、藤沢郷土資源の所有者や管理者に対して、体制や連絡網を周知する必要があります。また、日常的な防犯対策が不十分な状況であり、対策のための金銭的な負担も課題となっています。

課題9 藤沢郷土資源を継承する担い手の不足

藤沢郷土資源を後世に伝えていくためには、保存、活用の担い手となる子どもたちが、その価値や魅力を知り、興味を持つことが大切です。今後も引き続き、学校教育を通して、子どもたちに藤沢郷土資源の価値を共有することが必要です。

また、藤沢郷土資源の持つ価値や魅力などを地域住民へ周知・啓発する機会が少なく、価値や魅力が十分に伝わっていないため、地域で藤沢郷土資源を守るという機運が不足しています。

さらに、文化財保護推進員や市民団体とのさらなる連携や新たな市民ボランティアの育成等を検討していく必要があります。

(3) 「いかす」に関する課題

課題10 適切な展示環境の整備が必要

本市では、行政が運営する博物館はなく、藤沢郷土資源を展示できる場所が限られており、展示場所を確保して藤沢郷土資源の魅力や価値を伝える展示を行うことが必要です。また、展示場所の環境によっては、展示可能な藤沢郷土資源が限られてしまうため、適切な展示環境を整備する必要があります。

常設展示室（市民ギャラリー）については、老朽化した藤沢市民会館及び旧南市民図書館の建て替えを行う「OUR Project（生活・文化拠点再整備事業）」において複合化し、移転することが決定しています。移転後の展示環境等の詳細は検討中ですが、藤沢郷土資源の適切な展示環境を整える必要があります。

そして、藤沢市藤澤浮世絵館には、温湿度や照度等の展示や収蔵に関する環境面の課題に加え、駐車場がないなど施設面の課題等もあります。

課題11 所蔵資料の適切な活用が必要

良好な展示環境が不十分なことから、藤沢郷土資源の展示公開やそれらに関する講座やイベント等も不足しており、藤沢郷土資源に触れる機会が必要です。

課題12 歴史的建造物の適切な活用が必要

歴史的建造物は、図面等の基礎的な資料がないものも多く、詳細な調査が不十分であることから、保存活用計画等の長期的な計画に基づいた修理や保存・活用を行う必要があります。

課題13 藤沢郷土資源を活用したにぎわいの創出が不十分

藤沢郷土資源をまちおこしや観光資源として活用することを希望する意見がありますが、予算や人員等の問題により、実際に地域や自治会等で活用しているケースは少数にとどまっています。

基本目標	課題
【しる】 ～藤沢郷土資源を知り、 魅力を伝える～	課題1 現状把握が必要
	課題2 把握調査が不十分
	課題3 収蔵資料の整理が不十分
	課題4 情報発信の強化が必要
【まもる】 ～藤沢郷土資源を守り、 未来へつなげる～	課題5 藤沢郷土資源を適切に管理し滅失を防ぐことが必要
	課題6 維持管理に係る所有者の負担が大きい
	課題7 収蔵環境の整備が必要
	課題8 防犯・防災体制の強化と拡充が必要
	課題9 藤沢郷土資源を継承する担い手の不足
【いかす】 ～藤沢郷土資源を活かし、 みんながつながる～	課題10 適切な展示環境の整備が必要
	課題11 所蔵資料の適切な活用が必要
	課題12 歴史的建造物の適切な活用が必要
	課題13 藤沢郷土資源を活用したにぎわいの創出が不十分

第6章 藤沢郷土資源の保存・活用に関する方針と取組

1 藤沢郷土資源の保存・活用に関する方針

藤沢郷土資源の保存・活用に関するこれまでの取組や課題を踏まえ、本計画における将来像や基本目標を実現するため、13の方針を定め、取組を進めていきます。

課題	方針
課題1 現状把握が必要	方針1 現状を把握する
課題2 把握調査が不十分	方針2 把握調査を推進する
課題3 収蔵資料の整理が不十分	方針3 収蔵資料の整理を推進する
課題4 情報発信の強化が必要	方針4 歴史や藤沢郷土資源に関する 情報発信を強化する
課題5 藤沢郷土資源を適切に管理し滅失を 防ぐことが必要	方針5 保護・管理を推進する
課題6 維持管理に係る所有者の負担が大きい	方針6 所有者の負担軽減を図る
課題7 収蔵環境の整備が必要	方針7 収蔵庫を整備する
課題8 防犯・防災体制の強化と拡充が必要	方針8 防犯・防災体制を強化する
課題9 藤沢郷土資源を継承する担い手の不足	方針9 新たな担い手を育成する
課題10 適切な展示環境の整備が必要	方針10 適切な展示環境を整備する
課題11 所蔵資料の適切な活用が必要	方針11 所蔵資料の適切な活用を推進する
課題12 歴史的建造物の適切な活用が必要	方針12 歴史的建造物の適切な活用を推進する
課題13 藤沢郷土資源を活用したにぎわいの 創出が不十分	方針13 藤沢郷土資源を活用したにぎわいを 創出する

2 取組の考え方と重点的な取組

藤沢郷土資源の保存・活用に関する将来像や3つの基本目標を実現するため、13の方針に基づいた取組を推進していきます。取組の推進にあたっては、市費・県費・国費（文化財補助金、デジタル田園都市国家構想交付金等）、その他の民間資金等を活用していきます。そこで、本計画において実行する主な取組について、重点取組、取組内容、実施主体、実施期間を掲載します。

(1) 重点取組

主な取組のうち、次のいずれかに該当するものを重点取組とし、「★」を付して

います。

- ア 藤沢郷土資源を取り巻く状況等において、緊急性の高いもの
- イ 国庫補助金等を活用し、戦略的に取り組むべきもの

(2) 実施主体

実施主体については、以下の表に示すとおりに整理しています。なお、必要に応じて表中には示されていないその他の主体とも連携・協力しながら取組を実施していきます。

種別	定義
◎:主体者	取組の具体的な内容の検討や財源の確保など、取組の中心となって推し進め、目標の達成をめざすもの
○:協力・参加者	取組の実施に向けて、主体者と連携・協力、あるいは取組への参加を通して、目標の達成をめざすもの

種別	表記	定義
行政機関	行政	郷土歴史課をはじめとした藤沢市の各部署及び神奈川県
所有者・管理者	所有	藤沢郷土資源を所有する個人や団体
市民	市民	市内在住・在学・在勤者
関係団体	団体	藤沢郷土資源の保存・活用に参画する市民団体や民間企業等
教育機関等	教育	市民が藤沢郷土資源や歴史文化について学ぶ機会を提供する教育機関及び研究機関

3 藤沢郷土資源の保存・活用に関する取組

(1) 「しる～藤沢郷土資源を知り、魅力を伝える～」取組

方針1 現状を把握する

藤沢郷土資源を未来へつないでいくため、継続的な現地調査を行います。加えて、指定・登録文化財の所有者、管理者向けにアンケート調査を実施し、藤沢郷土資源の現状把握に努めます。

また、現在も行っている市内遺跡等の発掘調査に関しては、今後も継続的に行い、埋蔵文化財の保護を進めていきます。

No.	重点取組	主な取組	取組内容	実施主体					実施期間
				行政	所有	市民	団体	教育	
1-1	★	継続的な現地調査の実施	市内に点在するさまざまな藤沢郷土資源に対して、これまでに把握している記録をもとに、所有者との相互の連絡を基本として現地調査を行います。経年変化などの藤沢郷土資源の保存状況を確認しながら、その変化の有無に関係なく記録簿を作成します。	◎	○	○			R8-15
1-2		所有者等へのアンケート調査の実施	指定・登録文化財を中心に、所有者等に対して保存や活用、その他意見を集約するためにアンケート調査を実施します。	◎	○				R8-15
1-3		市内遺跡発掘調査の実施	市内に点在する遺跡の保存を図るため、適切に確認調査や発掘調査を行い、記録を作成していきます。	◎					R8-15

方針2 把握調査を推進する

現在までに知られていない藤沢郷土資源を対象とした把握調査の手法を検討し、市民や団体等と連携して把握調査を行っていきます。

また、調査結果をまとめた「藤沢市文化財調査報告書」を刊行し、情報を発信していきます。

No.	重点取組	主な取組	取組内容	実施主体					実施期間
				行政	所有	市民	団体	教育	
2-1		把握調査の手法の検討	現在までに把握調査が行われていない藤沢郷土資源を対象として、市民と協同して行う把握調査の手法の検討を進めていきます。	◎	○	○	○		R8-15
2-2		文化財調査報告書の作成	藤沢市では、専門知識を有する研究者と市学芸員の調査研究をもとにした文化財調査報告書を1年ごとに作成し、藤沢郷土資源やそれに付随した調査記録を継続的に周知していきます。	◎					R8-15

方針3 収蔵資料の整理を推進する

市が所蔵する考古資料、民俗資料、歴史資料について、未整理資料の整理を含めた継続的な資料整理を推進し、横断的に統一されたデータベースを構築することで、把握した情報や調査成果に関する効果的な情報共有や情報提供に努めます。

No.	重点取組	主な取組	取組内容	実施主体					実施期間
				行政	所有	市民	団体	教育	
3-1		継続的な資料整理	市が所蔵する考古資料、民俗資料、歴史資料について、資料ごとの情報の横断も行いながら、未整理資料の整理を行うなど、継続的な資料整理を推進します。	◎		○			R8-15
3-2		データベースの構築	考古資料、民俗資料等の横断的に統一されたデータベースの構築を行っていきます。	◎					R8-15

方針4 歴史や藤沢郷土資源に関する情報発信を強化する

藤沢郷土資源に対して多くの方に関心を持ってもらえるようにホームページの記載を充実し、市広報紙やSNS等での情報発信を強化していきます。

また、文化財フォーラムの開催を検討し、藤沢郷土資源に関するさまざまな取組を紹介することで活動の支援と各主体の関係性づくりを図っていきます。

さらに、説明板やマップ等を新規設置や更新を行い、現地での情報発信も強化していきます。

No.	重点取組	主な取組	取組内容	実施主体					実施期間
				行政	所有	市民	団体	教育	
4-1		ホームページの充実	電子博物館みやみゆネットふじさわや市ホームページ等に掲載する内容の充実を図り、積極的な情報発信に努めます。	◎	○		○		R8-15
4-2		SNS での情報発信の強化	藤沢郷土資源の情報や魅力をより幅広い層に届けるため、SNS による情報発信の強化を進めていきます。	◎	○	○	○		R8-15
4-3		広報ふじさわを活用した情報発信	市の広報紙である「広報ふじさわ」を活用し、藤沢郷土資源の持つ魅力や価値を発信していきます。	◎					R8-15
4-4		文化財フォーラムの開催	藤沢郷土資源の保存と活用に関する普及啓発を図るとともに、さまざまな主体による取組を紹介することで活動の支援と各主体の関係性づくりを図ることを目的に、文化財フォーラムの開催を検討します。	◎	○	○	○	○	R8-15
4-5		説明板やマップ等の整備	市内各地に設置している文化財説明板について、適宜修繕や更新を進めていきます。また、藤沢郷土資源の案内マップ等について、作成を検討していきます。	◎					R8-15
4-6		講座・講演会等の開催	藤沢の歴史や文化、また藤沢郷土資源等に関する普及啓発を図るため、市民向けの講座や講演会等を開催していきます。	◎			○		R8-15
4-7		遺跡発掘調査説明会の開催	発掘調査の成果を地域住民等に向け発信するため、発掘調査の現場説明会を開催していきます。	◎					R8-15

(2) 「まもる～藤沢郷土資源を守り、未来へつなげる～」取組

方針5 保護・管理を推進する

市として重要な藤沢郷土資源については、条例に基づき指定し、指定後は定期的に現況調査を行っていきます。

また、藤沢郷土資源の保存や修理の措置が必要となった場合は、所有者や管理者が専門の技術者、団体に速やかに相談できる体制をとれるよう、連携を図ります。

No.	重点取組	主な取組	取組内容	実施主体					実施期間
				行政	所有	市民	団体	教育	
5-1		指定・登録の推進	歴史上・芸術上・学術上の価値が特に高い藤沢郷土資源について、調査を実施したうえで、文化財の指定・登録に向けた取組を行っていきます。また、未指定の藤沢郷土資源については、市独自の新たな登録制度の創設を検討します。	◎	○				R8-15
5-2		維持管理の推進	指定等文化財においては、適切に維持管理がされるよう指導や助言を行っていきます。また、市指定文化財の現状変更等を行う場合には、藤沢市文化財保護委員会に諮問し、本来の魅力や価値を損なわないように現状変更等が行われるよう取り組んでいきます。	◎	○				R8-15
5-3		相談体制の構築	藤沢郷土資源に修理等の措置が必要な場合には、所有者や管理者が専門の技術者、団体に速やかに相談できる体制をとれるよう、連携を図ります。	◎	○				R8-15

5-4		文化財保護事務の適切な実施	文化財の滅失や無秩序な現状変更を防ぐため、引き続き文化財保護事務を適切に実施し、また手続きの周知を徹底します。	◎	○					R8-15
-----	--	---------------	---	---	---	--	--	--	--	-------

方針6 所有者の負担軽減を図る

市指定文化財の所有者、管理者に対して「藤沢市指定重要文化財等保存管理奨励交付金」を交付していきま。また、市指定文化財の修理等の際には、「藤沢市指定重要文化財等修理等補助金」を交付し、支援を行っていきま。加えて、国や県、民間事業者が行っている助成制度を活用していきま。さらには、新たな支援策も検討していきま。

No.	重点取組	主な取組	取組内容	実施主体					実施期間	
				行政	所有	市民	団体	教育		
6-1		藤沢市指定重要文化財等保存管理奨励交付金の継続的な交付	藤沢市文化財保護条例施行規則に則り、文化財、史跡を保持する寺社等の施設及び個人には、適宜、藤沢市指定重要文化財等保存管理奨励交付金を継続的に交付します。	◎						R8-15
6-2		藤沢市指定重要文化財等修理等補助金の継続的な交付	藤沢市指定重要文化財等修理等補助金交付要綱に則り、指定重要文化財等の修理又は復旧等に関する補助金を継続的に交付します。	◎						R8-15
6-3	★	国・県等に関する助成制度の活用	国や県、民間事業者が行っている助成制度を積極的に活用します。	◎						R8-15
6-4		新たな支援策の検討	クラウドファンディングや助成制度の拡充など新たな支援策の検討を行います。	◎						R8-15

方針7 収蔵庫を整備する

今後も継続して藤沢郷土資源を保存し、効率的及び一元的に収蔵資料の管理を行っていくため、現在、検討を進めている収蔵庫の再整備計画を進めていきま。

No.	重点取組	主な取組	取組内容	実施主体					実施期間	
				行政	所有	市民	団体	教育		
7-1	★	新たな収蔵庫に関する整備の検討	適正な収蔵環境を確保するとともに、今後も増加する収蔵資料の保管場所を確保するため、新たな収蔵庫の整備を検討していきま。	◎						R8-15

方針8 防犯・防災体制を強化する

有事の際に備えるために、防犯、防災マニュアルを作成し、所有者、管理者に向けた研修会を行っていきま。また、緊急時の連絡網や体制構築等を図り、速やかに対処できるように進めていきま。

No.	重点取組	主な取組	取組内容	実施主体					実施期間	
				行政	所有	市民	団体	教育		
8-1	★	防火・防災ガイドラインの作成	国が作成した「国宝・重要文化財(建造物)等の防火対策ガイドライン」及び「国宝・重要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」を参考に、本市の地域防災計画や業務継続計画等も踏まえ、藤沢郷土資源に関する防火・防災ガイドラインを作成します。	◎						R8-15

			また作成にあたっては、独立行政法人国立文化財機構文化財防災センターの助言を得ていく予定です。						
8-2		所有者等へ向けた研修会の検討	作成した「防火・防災ガイドライン」に関する周知徹底を図るため、藤沢郷土資源の所有者等を対象とした研修会の開催を検討していきます。	◎	○	○			R8-15
8-3	★	災害発生時の体制の構築	大規模災害が発生した際には、文化財防災センターなどの外部支援(文化財レスキュー・文化財ドクターの派遣)を県に要請するとともに、近隣市町村とも連携し相互に必要な支援を行えるよう体制の構築を図ります。	◎					R8-15

方針9 新たな担い手を育成する

藤沢郷土資源の後継者不足対策として新たな担い手を育成するために、学校教育や地域活動などで藤沢郷土資源や歴史や文化に触れる機会を創出し、若年層自らが歴史や文化を支える担い手となれるよう人材育成を図っていきます。

また、文化財保護推進員の機能強化や新たな市民ボランティア制度の検討を進めていきます。

No.	重点取組	主な取組	取組内容	実施主体					実施期間
				行政	所有	市民	団体	教育	
9-1	★	無形民俗文化財の活動支援	歴史ある民俗芸能・行事が将来にわたって継続できるよう、それらを継承する保存会の活動を支援していきます。	◎	○	○			R8-15
9-2		小学校での出前授業の実施	教育委員会と協力しながら、小学校の地域学習と連携し、身近な地域の伝統行事を知り藤沢郷土資源の大切さと郷土愛を学ぶ機会を設けていくことをめざします。また、小学校を訪問するだけでなく、史跡での校外学習や、わかりやすいパンフレット等の作成により、身近な歴史・文化に触れる機会を創出していきます。	◎				◎	R8-15
9-3		学習指導要領に沿った教材製作の検討	教育委員会と協力しながら、学習指導要領に沿った内容で、藤沢郷土資源やそれに伴う地域の歴史、風土について学ぶ教材の製作、または資料提供を積極的に進めていきます。	◎				◎	R8-15
9-4		教職員に向けた研修会の実施	教職員を対象とした藤沢郷土資源の保存・活用に関する研修等を実施していきます。	◎				○	R8-15
9-5		文化財保護推進員の機能強化	各地区にある藤沢郷土資源やそれにまつわる民俗資料の調査、記録などの取組を推進していくため、文化財保護推進員の機能強化を図ります。	◎		◎			R8-15
9-6		ボランティアの育成	民俗資料整理ボランティアの育成を継続して行い、規模の拡大と内容の充実に努めます。	◎		○			R8-15
9-7		市民団体との協働	藤沢郷土資源及びそれにまつわる地域、郷土文化に関わる市民団体が市内に点在しているので、その活動との協働による藤沢郷土資源の保存と活用の推進を計画していきます。	◎			○		R8-15
9-8		地域に根差した講座の開催	地域の藤沢郷土資源を熟知した職員による藤沢郷土資源や地域の歴史や文化についての講座を軸として、市内外の有識者を招き、外部から見た市の藤沢郷土資源についての知見を深める講座の開催を計画していきます。	◎					R8-15

(3) 「いかす～藤沢郷土資源を活かし、みんながつながる～」取組

方針10 適切な展示環境を整備する

適切な展示環境を確保するため、収蔵庫整備にあわせた展示機能の付加を検討するとともに、常設展示室（市民ギャラリー）や藤澤浮世絵館においても調整を進めていきます。

No.	重点取組	主な取組	取組内容	実施主体					実施期間
				行政	所有	市民	団体	教育	
10-1		新収蔵庫に対する展示機能の付加の検討	整備を検討中の新収蔵庫について、展示機能の付加を検討する。	◎					R8-15
10-2	★	適切な展示環境の確保	「OUR Project(生活・文化拠点再整備事業)」において複合化される常設展示室(市民ギャラリー)では、適切な展示環境の確保に向けて市関係部局と調整を行い、適切な展示環境を確保していきます。 また、藤沢市藤澤浮世絵館については、環境面や施設面等の課題を解決するため、移転等も含めて今後のあり方を検討していきます。	◎					R8-15

方針1-1 所蔵資料の適切な活用を推進する

市民が藤沢郷土資源に触れる機会を提供するため、藤沢郷土資源の展示など、所蔵資料の適切な活用を推進していきます。

No.	重点取組	主な取組	取組内容	実施主体					実施期間
				行政	所有	市民	団体	教育	
11-1		所蔵資料を活用した展示の実施	常設展示室(市民ギャラリー)や藤沢市藤澤浮世絵館等において、歴史資料の公開を行います。	◎	○				R8-15

方針1-2 歴史的建造物の適切な活用を推進する

歴史的建造物の価値や魅力を伝えるため、歴史的建造物の活用を継続して実施するとともに、新たな手法を取り入れた効果的な活用に関する支援や研究にも取り組んでいきます。

No.	重点取組	主な取組	取組内容	実施主体					実施期間
				行政	所有	市民	団体	教育	
12-1		歴史的建造物の活用	旧小池邸(市指定)で行われている古民家活用事業や有田家住宅(国登録)の活用事業など歴史的建造物の活用を継続して取り組んでいきます。	◎	◎	○	○		R8-15
12-2	★	保存活用計画の作成支援	国登録有形文化財については、保存・活用を図るために必要な事業等の実施計画を定め、これに基づいて中・長期的な観点から効果的な取組が進められるよう保存活用計画の作成を支援していきます。	◎	○				R8-15
12-3		歴史的建造物の効果的な活用方法の検討	歴史的建造物が有する歴史的価値を活かし、ビジネス手法を取り入れた効果的な活用等を支援します。また、活用に向けた規制緩和等の措置も研究していきます。	◎	○		○		R8-15

方針1-3 藤沢郷土資源を活用したにぎわいを創出する

藤沢郷土資源については、価値を保ちながら、魅力を顕在化するための整備を推進し、にぎわいの創出を図っていきます。

また、それぞれの地域に所在している藤沢郷土資源の回遊性を意識して、より一層観光等へ活かしていきます。

No.	重点取組	主な取組	取組内容	実施主体					実施期間
				行政	所有	市民	団体	教育	
13-1		藤沢市ふじさわ宿交流館の運営	藤沢市ふじさわ宿交流館を運営し、旧東海道藤沢宿の歴史や文化と触れ合う場を提供するとともに、人々の交流を推進することでにぎわいの創出に寄与します。	◎			◎		R8-15
13-2		文化財ハイキングコースの活用検討	既定の文化財ハイキングコースについては、ハイキングコース上の藤沢郷土資源の現状調査等を行い、適宜ハイキングコースの更新を行っていきます。	◎		○			R8-15
13-3	★	観光誘客の強化	藤沢郷土資源やそれらを一体的に捉えた関連文化財群を活用し、本市の歴史文化の特徴を伝えることで、観光誘客の強化を図ります。	◎			○		R8-15
13-4		史跡の整備	市指定史跡の持つ魅力をより視覚的に際立たせ、史跡への理解と集客性を高めるため、説明板の設置や遺構の復元などの整備を検討していきます。	◎					R8-15
13-5		近隣自治体との連携強化	近隣自治体や関連施設との連携を強化し、回遊性を意識した取組を行うことで、藤沢郷土資源の活用を促進して いきます。	◎		○	○		R8-15

1 ふじさわ歴史ストーリー設定の考え方と目的

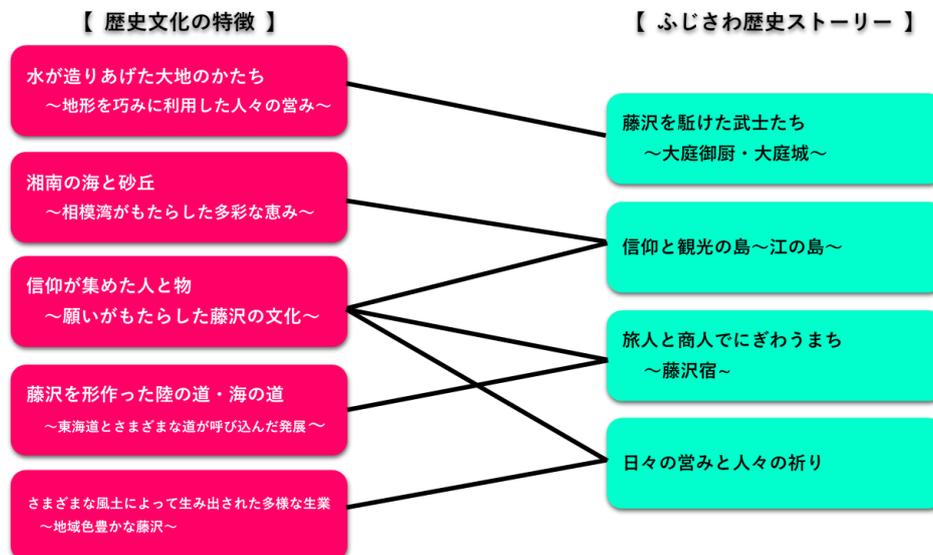
藤沢市には、有形・無形、指定・未指定を問わず多種多様な藤沢郷土資源が分布しています。これらは本市域に成り立ってきた豊かな歴史文化の特徴を形作るとともに、暮らしてきた人々の生活や起こった出来事を正しく理解するには必要不可欠なものです。

そうした藤沢郷土資源の中には個々に焦点を当ててしまうとその価値を理解することが難しいものも多く存在しています。けれども、それらの藤沢郷土資源について、歴史文化の特徴を踏まえ一定のまとまりとして捉えることで、歴史や文化を正しく把握することができ、相互に結び付いた藤沢郷土資源の多面的な価値や魅力を再発見することができます。加えて、新たな藤沢郷土資源の保存・活用の取組につながるなど、多様な可能性を秘めていると考えています。

ここでは、藤沢郷土資源を前述の歴史文化の特徴によるストーリー性を持たせることで再構成を行い、「ふじさわ歴史ストーリー※」を設定します。ストーリーに基づき藤沢郷土資源を活かした調査や普及啓発を進めていくことで、身近な藤沢郷土資源に対する地域の理解が深まるとともに、まちづくりや地域活性化の推進につながっていきます。

ただし、ここで挙げたふじさわ歴史ストーリーはあくまで一例です。設定するストーリーによってはまた新たなふじさわ歴史ストーリーが想定されます。今後も関係団体や地域の方々と協働し、さらなるふじさわ歴史ストーリーを設定していきます。

※ふじさわ歴史ストーリーは、「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画作成等に関する指針」における関連文化財群に相当するものです。



2 ふじさわ歴史ストーリーと構成要素

(1) 「藤沢を駆けた武士たち～大庭御厨・大庭城～」

(概要)

藤沢市域には、武士に関連するさまざまな藤沢郷土資源が点在しています。

大庭御厨と関わりの深い武士団である鎌倉党は、特に村岡地域にゆかりが深く、遺跡や伝承が多く残ります。大庭御厨の推定領域では、伊勢神宮に関連する考古資料が見つかっています。また、神明社とサバ神社の広がりからは、当時の領域が感じられます。

大庭周辺には、武士の面影が残る地名や、武士にまつわる伝承が多く遺されています。戦国時代前期の山城である大庭城跡には、今でも堀や土塁の跡が残っています。また、周辺には大庭城にまつわる地名も多く遺されています。大庭城にまつわる伝承は、江戸時代以降に形成されたと考えられますが、大庭城と武士に関するものが多く遺されています。

■鎌倉党と藤沢

村岡は、鎌倉党とのゆかりが深い地域です。二伝寺には、「村岡三代の塚」と呼ばれる宝篋印塔3基があり、これらは平良文から連なる村岡平氏の墓であるという伝承が残っています。また、村岡には鎌倉景政にまつわる伝承も多く残っているほか、宮前などに点在する御霊神社は鎌倉党にゆかりのあるものです。

鎌倉党が活躍した時代に、生活の中で重要な位置を占めていたもののひとつが、仏教信仰です。宮前で出土した12世紀後半の常滑窯の広口壺は経塚の外容器と考えられますが、これは梶原景時やその子息たちとの関係が考えられます。また、養命寺の本尊である木造薬師如来坐像（国指定）は、かつて大庭に所在していた深勝寺から移された、大庭景兼の守護仏であるともいわれています。

■大庭御厨の領域

大庭御厨の推定領域では、伊勢神宮との関わりを感じさせるさまざまなものがみられます。城南の大庭引地遺跡では、伊勢地域で製作された土鍋が出土しているほか、中国の南平茶洋窯産の天目茶碗が出土しており、大庭御厨に関係する人物が周辺で生活していた可能性が高いと考えられています。また、大庭地域をはじめ広く分布する神明社も伊勢神宮との関わりをうかがわせるものです。一方で、境川流域にはサバ神社という神社が分布しています。これらは源義朝にゆかりのあるもので、大庭御厨と鎌倉の領域をめぐる葛藤を感じさせます。

■武士にまつわる地名と伝承

大庭地域には、大庭景親をはじめとする武士たちに関する地名や伝承も多く残っています。「城下（たてした）」の「城」は「館」が転化したもので、周辺に武士の居館があったことを示しています。「隠里」には大庭景親の居館跡があったと伝わるほか、ゴルフ場の開設前には館の痕跡が残っていたとの記録もあります。同じく隠里にある宗賢院に伝わる茶釜は、大庭景親の陣釜であると伝えられていますが、実際には室町～戦国時代のもと考えられます。また、藤沢地区の「六本松」には、鎌倉入りをめざす源頼朝と大庭景親が戦った古戦場であるとの伝承が残ります。

■扇谷上杉氏と大庭城

大庭御厨の終焉に前後して扇谷上杉氏により築かれた要害が、大庭城です。大庭城は現在も大庭城址公園として保存されており、縦横無尽に巡る堀や土塁をはじめとした防御施設は、往時の威容を偲ばせます。大庭城跡では複数回にわたる発掘調査も行われており、主郭跡では建物跡と炭化米が、西側斜面では帯曲輪が発見されています。また、東側の斜面には、大手道と考えられる地形が今も残っていることが確認されています。そして、大庭地域には、城と関係する多くの地名が残されています。「城山」・「表郷」・「門先」・「裏門」・「二番構」などがあり、表郷や門先は大庭城の大手側の地名となっています。

■伝承の中の大庭城

江戸時代になると、人々の持つ大庭城の記憶は薄れ、代わりに大庭城にまつわる多くの伝承が登場します。そのひとつが、舟地蔵伝説です。この伝承にゆかりのある舟地蔵は、現在も大庭地区に所在しています。それ以外にも、大庭城を攻める際に伊勢宗瑞が築いた人工の山であるとされる築山や、大庭城を守る武将の屋敷とその堰があったとされる将監稻荷、戦死した扇谷上杉方の武将らの首を祀ったとされる首塚、大庭城の見張り台と伝わる六国物見塚など、いずれも扇谷上杉氏と伊勢宗瑞に関わる伝承が残されています。

「藤沢を駆けつけた武士たち」を構成する藤沢郷土資源		
名称	種類	指定等の状況
木造薬師如来坐像	有形文化財(彫刻)	国指定
大庭城跡	記念物(史跡)	市指定
大庭の舟地蔵伝承地	記念物(史跡)	市指定
大庭城跡出土遺物	有形文化財(考古資料)	未指定
大庭御厨内出土の伊勢関連遺物	有形文化財(考古資料)	未指定
経塚外容器	有形文化財(考古資料)	未指定
舶載天目茶碗	有形文化財(考古資料)	未指定

茶釜	有形文化財(歴史資料)	未指定
大庭城に関連する地名	地名	未指定
大庭御厨と鎌倉党に関連する地名	地名	未指定
大庭城に関連する伝承	伝承	未指定
鎌倉党に関連する伝承	伝承	未指定

「藤沢を駆けた武士たち」に関する課題・方針

課題
<p>◆大庭城跡や武士にゆかりのある藤沢郷土資源について、魅力が十分に認知されていません。</p> <p>◆大庭城跡についての適切な評価を進めるため、追加の調査を行う必要があります。</p> <p>◆大庭城跡の魅力を十分に活かすため、史跡としての整備を検討していく必要があります。</p>

方針
<p>◆大庭城跡や武士にゆかりのある藤沢郷土資源についての情報発信を強化し、認知度を高めていきます。</p> <p>◆大庭城跡の史跡整備を見据え、調査の実施や説明板の更新・整備等を検討していきます。</p>

「藤沢を駆けた武士たち」に関する取組

No.	重点取組	主な取組	取組内容	実施主体					実施期間
				行政	所有	市民	団体	教育	
1-1-1	★	継続的な現地調査の実施	ふじさわ歴史ストーリーを構成する藤沢郷土資源の現状を把握するため、現地調査を行います。また、大庭城跡の範囲確認のための調査を検討していきます。	◎					R8-15
4-2-1		SNSでの情報発信の強化	大庭城跡や武士に関連する藤沢郷土資源の魅力などの情報をより幅広い層に届けるため、SNSによる情報発信を行います。	◎		○			R8-15
4-5-1		説明板やマップ等の整備	大庭城跡をはじめ各地に設置している文化財説明板等について、適宜修繕や更新を進めていきます。また、ふじさわ歴史ストーリーの案内マップ等について、作成を検討していきます。	◎					R8-15
4-6-1		講座・講演会等の開催	大庭城跡や藤沢にゆかりのある武士たちに関する普及啓発を図るため、市民向けの講座や講演会等を開催していきます。	◎			○		R8-15
13-3-1	★	観光誘客の強化	ふじさわ歴史ストーリーを活用し、本市の歴史文化の特徴を伝えることで、観光誘客の強化を図ります。	◎			○		R8-15
13-4-1		史跡の整備	大庭城跡をはじめとする史跡の持つ魅力をより視覚的に際立たせ、史跡への理解と集客性を高めるため、説明板の設置や遺構の復元などの整備を検討していきます。	◎					R8-15

13-5-1	近隣自治体との連携強化	近隣自治体や関連施設との連携を強化し、回遊性を意識した取組を行うことで、大庭城跡やゆかりのある藤沢郷土資源について魅力向上や活用の促進を図ります。	◎		○	○		R8-15
--------	-------------	---	---	--	---	---	--	-------

※第6章に記載した取組のうち関連するものを掲載しています。

(2) 「信仰と観光の島～江の島～」

(概要)

霊地と観光地としての顔を併せ持つ江の島には、多くの藤沢郷土資源が所在しています。

江の島はそのものが藤沢郷土資源であり、自然が造り上げたその特徴的な景観は、人々に親しまれてきた要因のひとつです。

江の島にまつわる伝説は、『江嶋縁起』として伝わっており、縁起に登場する藤沢郷土資源が島内に点在しています。

江の島は武士から厚く信仰されており、武士にまつわる藤沢郷土資源も多く存在します。

江の島は参詣旅の目的地となり、そのにぎわいを物語るさまざまな藤沢郷土資源も存在します。

江の島の生業や祭りは独特なものも多く、島内に暮らす人々の文化を知るために欠かせない藤沢郷土資源があります。

江の島は外国人との関わりも深く、彼らの活動に関する藤沢郷土資源も多く存在しています。

近代化や観光開発も江の島を語るうえでは切り離せないものであり、その様子を物語る文物も藤沢郷土資源といえます。

■江の島の自然

江の島は、片瀬海岸から約500mの沖合に浮かぶ陸繋島で、海食崖や波食台、岩屋としても知られる海食洞などの海岸地形が観察できます。人々に愛される江の島の特徴的な景観は、度重なる隆起や海食作用により形作られました。

■江の島と伝説

江の島は古くから人々の信仰を集める島でした。『江嶋縁起』には、552年、天女の降臨とともに現れた江の島に、欽明天皇が宮を祀ったとあり、その後、役小角により修験場として開かれ、空海をはじめとする多くの僧が岩屋に籠り修行したと伝わっています。江島神社には多くの重要文化財が伝わっており、境内には、『江嶋縁起』にも登場する良真という僧が持ち帰ったと伝わる「宋国伝来の碑」も残っています。

■江の島と武士

中世以降、江の島と弁財天は戦神として多くの武士の信仰を集めました。江島神社にも、源頼朝が奉納したと伝わる鳥居など、武士にゆかりのある文化財が多く伝わっています。伝承としても、北条時政などにまつわるものが残っています。岩本院は江戸時代に将軍や大名などの宿坊としても利用され、所有する中世文書は江の島の歴史を物語る貴重なものです。

■江の島と観光

江戸時代になると庶民の間にも弁財天信仰が広まり、旅の流行とも相まって江の島詣が盛んに行われるようになります。その様子は多くの浮世絵に描かれ、『江の島浮世絵』というジャンルが確立されています。藤沢宿と江の島を結ぶ江の島道には、江の島弁財天を厚く信仰した杉山検校により、江の島弁財天道標が寄進されました。幕末以降には、近海で採集したサクラガイなどの貝殻を用いた工芸品である貝細工が土産物として脚光を浴び、近年まで名産品として知られていました。

■江の島の民俗

江島神社の境内社である八坂神社では、江の島を代表する祭り、天王祭が行われます。江戸時代以来の例祭で、中でも江の島から対岸の腰越まで神輿を担いで海を渡る神幸祭は、クライマックスとして大きなにぎわいをみせます。また、神輿を先導して奏でられる江の島囃子は、チャルメラなどの特殊な楽器編成が特徴的で、県の重要無形民俗文化財に指定されています。

■江の島と外国人

近代、江の島は外国人とも深い関わりを持ちます。大森貝塚を発見したことで有名なエドワード・S・モースは、多くの生物が観察できる江の島に臨海実験場を置きました。貿易商のサムエル・コッキングは、江の島を気に入り、頂上に自宅を建てたのち、1885年に植物園を造りました。彼の名にちなんだサムエル・コッキング苑内には現在でもレンガ造りの温室遺構が残るほか、彼が海外から持ち込んだ貴重な植物も現存しています。

■江の島と開発

江の島への交通インフラが整備されると、江の島は観光地として一層にぎわいますが、その一方で島内の開発も進んでいきました。江の島シーキャンドルや江の島エスカー、東京オリンピックの誘致にともない整備された湘南港のヨットハーバーは、現在では江の島のシンボルのひとつですが、幾度もの現状変更の結果でもあります。自然と伝統、そして開発が渾然一体となり、今の江の島を形作っているのです。

「信仰と観光の島」を構成する藤沢郷土資源		
名称	種類	指定等の状況
木造弁才天坐像	有形文化財(美術工芸品(彫刻))	国指定
太刀 銘 肥前国佐賀住	有形文化財(美術工芸品(工芸品))	県指定
岩本院文書	有形文化財(美術工芸品(書跡・典籍))	県指定
江ノ島	記念物(史跡・名勝)	県指定
江の島囃子	無形の民俗文化財	県指定
江の島弁財天道標	有形文化財(建造物)	市指定
青銅鳥居	有形文化財(建造物)	市指定
八方睨みの亀の絵	有形文化財(美術工芸品(絵画))	市指定
江嶋縁起	有形文化財(美術工芸品(絵画))	市指定
紙本著色江嶋縁起絵巻	有形文化財(美術工芸品(絵画))	市指定
木造八臂弁財天坐像 附 木造十五童子立像	有形文化財(美術工芸品(彫刻))	市指定
木造妙音弁財天坐像	有形文化財(美術工芸品(彫刻))	市指定
真名本 江嶋縁起	有形文化財(美術工芸品(書跡・典籍))	市指定
江の島大絵図	有形文化財(美術工芸品(歴史資料))	市指定
江の島道入口鳥居の沓石	有形文化財(美術工芸品(歴史資料))	市指定
群猿奉養像の庚申供養塔	有形の民俗文化財	市指定
江の島天王祭	無形の民俗文化財	市指定
杉山和一の墓	記念物(史跡)	市指定
クックアロウカリア	記念物(天然記念物)	市指定
シマナンヨウスギ	記念物(天然記念物)	市指定
タイミンチク群	記念物(天然記念物)	市指定
岩本楼ローマ風呂	有形文化財(建造物)	国登録
江の島シーキャンドル	有形文化財(建造物)	未指定
江の島エスカー	有形文化財(建造物)	未指定
江の島島内出土の考古遺物	有形文化財(美術工芸品(考古資料))	未指定
宋国伝来の碑	有形文化財(美術工芸品(歴史資料))	未指定
江の島を題材とした浮世絵	有形文化財(美術工芸品(歴史資料))	未指定
帆船やまゆり	有形文化財(美術工芸品(歴史資料))	未指定
貝細工	有形の民俗文化財	未指定
江の島島内の石造物	有形の民俗文化財	未指定
江の島の生業に関連する民俗資料	有形の民俗文化財	未指定
江島神社	記念物(史跡)	未指定
岩屋	記念物(史跡)	未指定

サムエル・コッキング苑の温室遺構	記念物(史跡)	未指定
モースの臨海実験場跡	記念物(史跡)	未指定
湘南港	記念物(史跡)	未指定
江の島の自然地形	記念物(天然記念物)	未指定
江の島周辺に生息する動植物	記念物(天然記念物)	未指定
江島神社の仲見世通り	文化的景観	未指定
江の島島内の地名	地名	—
江の島にまつわる伝承	伝承	—
江の島道	その他	—
江ノ島電鉄	その他	—

「信仰と観光の島」に関する課題・方針

課題
<p>◆観光地としての側面が強調され、江の島の持つ歴史的・文化的な魅力が十分に認知されていません。</p> <p>◆観光開発が優先され、藤沢郷土資源の持つ価値が損なわれないようにする必要があります。</p> <p>◆多くの観光客が訪れるため、藤沢郷土資源に悪影響を及ぼしている可能性があります。</p>

方針
<p>◆江の島の持つ歴史的・文化的な魅力についての情報発信を強化し、認知度を高めていきます。</p> <p>◆藤沢郷土資源の持つ魅力や価値が損なわれないよう、様々な取り組みを進めていきます。</p>

「信仰と観光の島」に関する取組

No.	重点取組	主な取組	取組内容	実施主体					実施期間
				行政	所有	市民	団体	教育	
1-1-2	★	継続的な現地調査の実施	ふじさわ歴史ストーリーを構成する藤沢郷土資源の現状を把握するため、現地調査を行います。	◎					R8-15
4-2-2		SNSでの情報発信の強化	江の島に関連する藤沢郷土資源の魅力などの情報をより幅広い層に届けるため、SNSによる情報発信を行います。	◎		○			R8-15
4-5-2		説明板やマップ等の整備	江の島島内に設置している文化財説明板等について、適宜修繕や更新を進めていきます。また、ふじさわ歴史ストーリーの案内マップ等について、作成を検討していきます。	◎					R8-15
4-6-2		講座・講演会等の開催	江の島に関する普及啓発を図るため、市民向けの講座や講演会等を開催していきます。	◎			○		R8-15
5-2-1		維持管理の推進	江の島や江の島に関連する指定等文化財の本来の魅力や価値が損なわれないように、現状変更の把握や管理等の取り組みを進めていきます。	◎	○				R8-15

13-3-1	★	観光誘客の強化	ふじさわ歴史ストーリーを活用し、本市の歴史文化の特徴を伝えることで、観光誘客の強化を図ります。 カルチャーツーリズムの視点を提供することで、観光による藤沢郷土資源への悪影響の低減を目指します。	◎			○		R8-15
13-5-2		近隣自治体との連携強化	近隣自治体や関連施設との連携を強化し、回遊性を意識した取組を行うことで、江の島の魅力向上や活用の促進を図ります。	◎			○	○	R8-15

※第6章に記載した取組のうち関連するものを掲載しています。

(3) 「旅人と商人でにぎわうまち～藤沢宿～」

(概要)

近世以降、交通や流通の中心としてにぎわった旧藤沢宿地域にも、多くの藤沢郷土資源が所在しています。

藤沢宿が置かれる以前から、藤沢には清浄光寺（遊行寺）があり、後の集落の発展の礎となりました。

藤沢宿のにぎわいは、信仰や旅の流行に根差したものであり、その様子は浮世絵にも多く描かれています。

藤沢宿には伝説や伝承にまつわる藤沢郷土資源も多く、宿場の名所としてにぎわいを支えていました。

近代以降の藤沢宿は商業で栄え、歴史的建造物や民俗資料はその様子を伝える藤沢郷土資源です。また、点在する歴史的建造物や街道沿いの寺院は、ほとんど失われてしまったかつての藤沢宿の街並みを今に伝える藤沢郷土資源といえます。

■宿場が置かれる前の藤沢

集落としての藤沢の発展の背景には、清浄光寺（遊行寺）の存在があります。

1325年（正中2年）の創建以来、時宗の総本山として信仰を集めた清浄光寺の周辺には、時衆の人々が暮らし、後に集落が発展する礎となりました。

戦国時代には、小田原北条氏直属の職人衆の集落があり、伝馬を負担する集落として発展していました。常光寺の木造蓮華座は仏像の台座で、框に1565年（永禄8年）奉納時の銘文が記されています。奉納者名の中に後の藤沢宿の有力者の先祖にあたる名が確認できるなど、藤沢宿前夜の歴史を物語る資料です。

■藤沢宿のにぎわい

藤沢宿のにぎわいには、信仰が大きく関わっています。江戸時代に江の島詣や大山詣りが流行すると、藤沢宿はその中継地として多くの旅人でにぎわいました。また、藤沢宿の一大名所として欠かせないのが、清浄光寺です。徳川將軍家からも厚く保護されていた清浄光寺ですが、特に年に一度の開山忌の折には、周辺の村々からはもちろんのこと、江戸からも多くの人々が訪れ、にぎわっていた様子が伝わっています。

藤沢宿のにぎわいは、多くの浮世絵にも描かれました。江戸後期に信仰と娯楽を兼ねた旅が流行すると、東海道に置かれた53の宿場をセットにした名所絵シリーズは、多くの絵師によって様々なかたちで描かれました。江の島道の分岐には江の島一の鳥居が建っており、鳥居と大鋸橋と遊行寺本堂を取り入れた構図が浮世絵に多く描かれています。

■藤沢宿と伝説

小栗判官は、実在した人物と説話等から派生したキャラクターで、人形浄瑠璃や歌舞伎の演目にもなり、「藤沢宿といえば小栗判官」といわれるほど広く人々に親しまれていました。長生院の伝小栗判官主従・照手姫墓域や小栗判官伝承関係資料は、藤沢宿発展の要因のひとつである小栗判官伝承を伝えるものです。

同じく藤沢に伝わる伝説として、義経伝説があります。鎌倉での首実検のあと浜に打ち捨てられた源義経の首が、川を遡り漂着したという伝説が残されており、拾い上げた首を洗ったとされる首洗い井戸や、弁慶を祀る弁慶塚、義経を祭神として祀る白旗神社などが残されています。

■宿場から商人の町へ

明治時代になって宿駅制度が廃止されても、地の利を活かした広範な流通の場であった藤沢宿地域は、卸売商等が軒を連ねる商人の町としてにぎわいました。高座郡役所や登記所が設置されたこともあり、隣接する鎌倉郡や三浦郡からの往来も多く、また八王子街道を介して相模原や町田までを商圈としていました。江戸期に発達した流通によって形成された藤沢宿と農村部のかかわりもそのまま維持され、明治期には30軒以上の米穀・肥料商が存在していました。関次商店（国登録）もそのひとつで、穀物蔵・肥料蔵が現存しています。

■藤沢宿の街並み

街道によってもたらされた人々や文化の交流の中で豊かな歴史文化が育まれていた藤沢宿ですが、江戸期より度重なる大火に遭い、当時の様相を伝える歴史資料や建造物等の多くは失われてしまいました。しかし、街道沿いに今も残る寺院や間口の狭い敷地の構造等から江戸時代の宿場の姿を偲ぶことができます。永勝寺には旅籠屋の小松家の墓があり、飯盛女を弔った墓三十数基が残されています。

明治時代には火災に強い土蔵造の店舗が軒を並べるようになり、「蔵の町」としての街並みが形成されていきました。関東大震災により多くは失われましたが、唯一現存する店蔵である、桔梗屋（国登録）の黒漆喰塗の外壁と観音開窓などの意匠は、かつての「蔵の町」の姿を物語っています。

「旅人と商人でにぎわうまち」を構成する藤沢郷土資源		
名称	種類	指定等の状況
絹本著色後醍醐天皇御像	有形文化財(美術工芸品(絵画))	国指定
絹本著色一遍上人絵伝	有形文化財(美術工芸品(絵画))	国指定
絹本著色一向上人像	有形文化財(美術工芸品(絵画))	国指定
時衆過去帳	有形文化財(美術工芸品(書跡))	国指定
六時居讃・安食問答	有形文化財(美術工芸品(書跡))	国指定
藤沢敵御方供養塔	記念物(史跡)	国指定
絹本著色二河白道図	有形文化財(美術工芸品(絵画))	県指定
紙本著色遊行上人縁起絵巻	有形文化財(美術工芸品(絵画))	県指定
絹本著色一遍上人像	有形文化財(美術工芸品(絵画))	県指定
紙本墨画淡彩一遍上人像	有形文化財(美術工芸品(絵画))	県指定
清浄光寺の銅鐘	有形文化財(美術工芸品(工芸品))	県指定
時衆板碑	有形文化財(建造物)	市指定
中雀門	有形文化財(建造物)	市指定
青銅製燈籠	有形文化財(建造物)	市指定
絹本著色二祖他阿真教像	有形文化財(美術工芸品(絵画))	市指定
絹本著色太空上人像	有形文化財(美術工芸品(絵画))	市指定
増壹阿鎧経 卷第三十六	有形文化財(美術工芸品(書跡・典籍))	市指定
聖徳太子伝暦	有形文化財(美術工芸品(書跡・典籍))	市指定
森文書	有形文化財(美術工芸品(古文書))	市指定
木造蓮華座 附 木造聖観音立像	有形文化財(美術工芸品(歴史資料))	市指定
小栗判官伝承関係資料一括	有形文化財(美術工芸品(歴史資料))	市指定
江の島道入口鳥居の沓石	有形文化財(美術工芸品(歴史資料))	市指定
湯立神楽	無形の民俗文化財	市指定
伝小栗判官主従・照手姫墓域	記念物(史跡)	市指定
大イチョウ	記念物(天然記念物)	市指定
常光寺の樹林	記念物(天然記念物)	市指定
桔梗屋 店蔵・主屋・文庫蔵	有形文化財(建造物)	国登録
旧稲元屋呉服店 内蔵・一番蔵	有形文化財(建造物)	国登録
清浄光寺 本堂他	有形文化財(建造物)	国登録
関次商店 穀物蔵・肥料蔵	有形文化財(建造物)	国登録
旧石曾根商店 店舗兼主屋	有形文化財(建造物)	国登録
旧藤沢宿地域出土の考古遺物	有形文化財(美術工芸品(考古資料))	未指定
藤沢宿を題材とした浮世絵	有形文化財(美術工芸品(歴史資料))	未指定
旧藤沢宿地域所在の石造物	有形の民俗文化財	未指定

旧藤沢宿地域の生業に関連する民俗資料	有形の民俗文化財	未指定
旧藤沢宿地域に所在する寺社	記念物(史跡)	未指定
伝源義経首洗井戸	記念物(史跡)	未指定
弁慶塚	記念物(史跡)	未指定
遊行寺坂	文化的景観	未指定
藤沢宿の地名	地名	—
藤沢宿に関連する伝承	伝承	—
旧東海道	その他	—
江の島道など東海道以外の街道	その他	—

「旅人と商人でにぎわうまち」に関する課題・方針

課題
<p>◆かつての藤沢宿の様子を今に伝える藤沢郷土資源が少なく、魅力が十分に認知されていません。</p> <p>◆藤沢宿に関連する藤沢郷土資源が点在しているため、一体的な活用を行いづらい環境にあります。</p> <p>◆歴史的建造物を活用した観光誘客が十分に行われていません。</p>

方針
<p>◆旧藤沢宿地域に点在する藤沢郷土資源の魅力についての情報発信を強化し、認知度を高めていきます。</p> <p>◆点在する藤沢郷土資源の一体的な活用を目指し、マップ等の整備を検討します。</p> <p>◆歴史的建造物を活用した誘客を進めていくため、調査や整備を進めていきます。</p>

「旅人と商人でにぎわうまち」に関する取組

No.	重点取組	主な取組	取組内容	実施主体					実施期間
				行政	所有	市民	団体	教育	
1-1-3	★	継続的な現地調査の実施	ふじさわ歴史ストーリーを構成する藤沢郷土資源の現状を把握するため、現地調査を行います。	◎					R8-15
4-2-3		SNSでの情報発信の強化	藤沢宿に関連する藤沢郷土資源の魅力などの情報をより幅広い層に届けるため、SNSによる情報発信を行います。	◎		○			R8-15
4-5-3		説明板やマップ等の整備	旧藤沢宿地域に設置している文化財説明板等について、適宜修繕や更新を進めていきます。また、ふじさわ歴史ストーリーの案内マップ等について、作成を検討していきます。	◎					R8-15
4-6-3		講座・講演会等の開催	藤沢宿に関する普及啓発を図るため、市民向けの講座や講演会等を開催していきます。	◎			○		R8-15
12-2-1	★	保存活用計画の作成支援	保存・活用を図るために必要な事業等の実施計画を定め、これに基づいて中・長期的な観点から効果的な取組が進められるよう保存活用計画の作成を支援していきます。	◎	○				R8-15

12-3-1		歴史的建造物の効果的な活用方法の検討	旧藤沢宿地域に点在する歴史的建造物が有する歴史的価値を活かし、ビジネス手法を取り入れた効果的な活用等を支援します。また、活用に向けた規制緩和等の措置も研究していきます。	◎	○	○		R8-15
13-3-2	★	観光誘客の強化	ふじさわ歴史ストーリーを活用し、本市の歴史文化の特徴を伝えることで、観光誘客の強化を図ります。	◎		○		R8-15
13-5-3		近隣自治体との連携強化	近隣自治体や関連施設との連携を強化し、回遊性を意識した取組を行うことで、旧東海道や藤沢宿の魅力向上や活用の促進を図ります。	◎		○	○	R8-15

※第6章に記載した取組のうち関連するものを掲載しています。

(4) 「日々の営みと人々の祈り」

(概要)

本市では、さまざまな風土によって多様な生業が生まれ、それが人々の営みを支えてきました。そして、日々の営みのなかで、人々は伝統文化・慣習として多くのものを現在まで伝えていきます。

また、本市において多くの人々の信仰を集めたのは、江の島の弁財天信仰と清浄光寺（遊行寺）ですが、そのほかにも多数の寺社が点在しています。そうした寺社のもと行われた儀式がお祭りです。現在でも、盆踊りや縁日が夏の風物詩などとして各地域で行われますが、寺社を中心に行われる祭りには、五穀豊穡や祖霊の安寧、家内安全、疫病退散など、人々のさまざまな祈りが込められています。

■日々の営みの中で生み出されたもの

本市では、さまざまな風土によって多様な生業が生まれ、それが人々の営みを支えてきました。そして、日々の営みのなかで、人々は伝統文化・慣習として多くのものを現在まで伝えていきます。

藤沢の信仰用具コレクション（県指定）は、しめ縄や戸口飾りなど、正月に家の出入口や神棚などを飾る信仰用具です。相模のささら踊り（県指定）は、江戸時代から相模地方の農村に伝わってきた盆踊りで、竹で作られた楽器「びんざさら」や太鼓を鳴らしながら、女性が揃いの浴衣を着て踊るのが特徴です。県内には8つの継承団体があるなか、市内では葛原と遠藤の2団体が活動を行っています。遠藤焼米つき唄・臼ひき唄（市指定）は、農作業にともなう労働唄のひとつで、神奈川県と東京都の南部に限定的に分布します。同じく労働唄では、藤沢とび職木遣（市指定）があります。これは、山から木材を運び出す時、大勢の人の調子を合わせるための掛け声と、危険な作業が多いことから神々の加護を祈るための唱え言が合わさったものです。片瀬餅つき唄（市指定）は、片瀬の年末行事として唄われてきた民謡です。

■信仰と祭り

本市において、多くの人々の信仰を集めたのは、江の島の弁財天信仰と清浄光寺（遊行寺）ですが、そのほかにも多数の寺社が点在しています。そうした寺社

のもと行われた儀式がお祭りです。現在でも、盆踊りや縁日が夏の風物詩などとして各地で行われますが、寺社を中心に行われる祭りには、五穀豊穡や祖霊の安寧、家内安全、疫病退散など、人々のさまざまな祈りが込められています。

江の島天王祭（市指定）は、江島神社境内末社の八坂神社のお祭りで、江の島囃子（県指定）の行列や神輿の海上渡御が行われます。祭囃子では、藤沢諏訪神社の西富ばやし（市指定）や川名御霊神社の川名屋台ばやし（市指定）、下土棚白山神社の下土棚祭ばやし（市指定）など、市内各地のお祭りで祭囃子を聴くことができます。鵜沼皇大神宮例大祭では、湯立神楽（市指定）が演じられ、9基の人形山車（市指定）を引く姿は人々のにぎわいを感じられます。人形山車ではほかにも辻堂諏訪神社の4基の人形山車（市指定）もあります。

「日々の営みと人々の祈り」を構成する藤沢郷土資源		
名称	種類	指定等の状況
藤沢の信仰用具コレクション1件(81点)	有形民俗文化財	県指定
相模のささら踊り	無形民俗文化財	県指定
遠藤焼米つき唄・臼ひき唄	無形民俗文化財	市指定
藤沢とび職木遣(含梯子のり、纏ふり)	無形民俗文化財	市指定
片瀬餅つき唄	無形民俗文化財	市指定
江の島天王祭	無形民俗文化財	市指定
江の島囃子	無形民俗文化財	県指定
西富ばやし	無形民俗文化財	市指定
川名屋台ばやし	無形民俗文化財	市指定
下土棚祭ばやし	無形民俗文化財	市指定
鵜沼皇大神宮例大祭	無形民俗文化財	未指定
湯立神楽	無形民俗文化財	市指定
鵜沼皇大神宮人形山車9基	有形民俗文化財	市指定
辻堂諏訪神社祭礼	無形民俗文化財	未指定
辻堂諏訪神社人形山車4基	有形民俗文化財	市指定

「日々の営みと人々の祈り」に関する課題・方針

課題

- ◆各地で行われる祭礼・行事等の現状を把握できていません。
- ◆祭礼・行事等が持つ本来の意味が伝承されず、薄れつつあります。
- ◆高齢化や関係の希薄化等から、祭礼・行事等への参加者が減少し、担い手が不足しています。

方針

- ◆祭礼・行事等について、関連する生業や信仰などとあわせてわかりやすく伝えます。
- ◆祭礼・行事等の現状を把握し、継承する団体を支援することで、後世へとつなげていきます。

「日々の営みと人々の祈り」に関する取組

No.	重点取組	主な取組	取組内容	実施主体					実施期間
				行政	所有	市民	団体	教育	
1-1-4	★	継続的な現地調査の実施	祭礼や行事等の現状を把握するため、現地調査を行います。経年変化などを確かめながら、その変化の有無に関係なく記録簿を作成します。	◎					R8-15
4-2-4		SNSでの情報発信の強化	祭礼や行事等が持つ本来の意味や魅力などの情報をより幅広い層に届けるため、SNSによる情報発信を行います。	◎		○			R8-15
9-1-1	★	無形民俗文化財の活動支援	歴史ある祭礼や行事等を継承する保存会や自治会等を支援し、将来にわたって継続できるよう、それに資する民俗文化財の登録をめざしていきます。	◎		○	○		R8-15
13-5-3		近隣自治体との連携強化	近隣自治体や関連施設との連携を強化し、回遊性を意識した取組を行うことで、祭礼・行事等の魅力向上等の促進を図ります。	◎		○	○		R8-15

※第6章に記載した取組のうち関連するものを掲載しています。

1 体制整備の方針

本市における藤沢郷土資源の保存・活用を推進していくためには、文化財保護行政を所管する部署だけではなく、市関係部局及び所有者・管理者、市民、関係団体、教育機関等のマルチパートナーシップにより、相互に連携を図り取組を進めていく必要があります。それに加え、同様の課題を抱える他市町村とも手を携え、また必要に応じて国や県などからの指導・助言を受けながら取り組んでいくことで、より効果的な取組としていくことができます。

こうして、さまざまな主体が連携し積極的に関わることで、藤沢郷土資源の保存・活用を実現することができると考えます。

2 各主体の役割

(1) 行政機関

ア 文化財所管課

本市における文化財保護行政は、生涯学習部郷土歴史課が所管しています。郷土歴史課には文化財担当と郷土文化推進担当があり、それぞれの担当が連携しながら、文化財の保護に関すること、地名の研究に関すること、歴史資料の整理保管及び公開活用に関すること、郷土文化事業の推進に関すること、歴史的資源の活用に関すること、ふじさわ宿交流館に関すること、指定管理者に対する運営指導、藤澤浮世絵館に関することなどの業務を行っています。

文化財行政所管課		主な業務内容
生涯学習部	郷土歴史課	(1)文化財の保護に関すること。 (2)地名の研究に関すること。 (3)歴史資料の整理保管及び公開活用に関すること。 (4)郷土文化事業の推進に関すること。 (5)歴史的資源の活用に関すること。 (6)ふじさわ宿交流館に関すること。 (7)指定管理者に対する運営指導 (8)藤澤浮世絵館に関すること。 【職員数】24人 課長1人

		文化財担当10人(うち学芸員6人(考古4人、歴史1人、民俗1人)) 郷土文化推進担当13人(うち藤澤浮世絵館学芸員5人)
--	--	---

イ 市関係部局との連携

本計画において連携して取組を進めていく市関係部局は次のとおりです。

関係部局名		取組内容
防災安全部	防災政策課	文化財の防災対策等
市民自治部	市民自治推進課	鵜沼橋市民の家、チーム FUJISAWA2020
生涯学習部	文化芸術課	文化芸術振興計画 2028
経済部	産業労働課	藤沢市街なみ継承地区魅力向上店舗集積事業
経済部	観光課	文化財の活用、観光振興計画
経済部	農業水産課	食文化の伝承
計画建築部	街なみ景観課	桔梗屋、街なみ継承地区
都市整備部	公園課	大庭城跡、新林公園
都市整備部	みどり保全課	天然記念物、緑の保全等
消防局	予防課	文化財に係る消防訓練等
教育委員会	教育総務課	教育行政との連携、教育振興基本計画

ウ 藤沢市文化財保護委員会

行政機関ではありませんが、藤沢郷土資源の保存及び活用に関する市長の諮問に応じ、意見を述べるための機関です。

エ 神奈川県

神奈川県及び神奈川県が所管する博物館等との連携を図ります。

(2) 所有者・管理者

藤沢郷土資源の所有者・管理者（以下「所有者等」という。）には、寺社、保存会、個人などさまざまな主体があります。それぞれが置かれている現状や課題等は異なりますが、藤沢郷土資源を愛し、後世へと継承していくという使命は同じだと考えます。これまで個々による取組が多くみられましたが、今後は行政だけではなく、さまざまな主体と連携した取組が求められます。

(3) 市民

市民によるさまざまな活動により、藤沢郷土資源の保存・活用が図られています。

藤沢郷土資源やその説明板等を巡回し把握する藤沢市文化財保護推進員や民俗資料を整理するためのボランティアは、行政による取組を支援しています。

また、自治会町内会や各地区郷土づくり推進会議は、藤沢郷土資源の保存・活用を目的に組織された団体ではありませんが、地域に根差した活動を行う中で藤沢郷土資源の保存・活用に寄与する取組が期待できます。

(4) 関係団体

本市には、藤沢郷土資源に関連する団体として、地名を通して藤沢郷土資源等を学び後世へと伝えていく藤沢地名の会、考古学に関する調査研究や普及啓発等を行う湘南考古学同好会、ガイド案内によって歴史や文化を伝える江の島・藤沢ガイドクラブなど、さまざまな団体があります。

そして、今後より一層の保存・活用を推進していくため、従来にはなかった団体との連携も必要となります。藤沢商工会議所や藤沢市観光協会などの経済団体、電車・バス等の交通事業者等との連携は、新たな取組を行っていくうえで必要不可欠です。また、市内に立地する企業等の中には、先端技術を有するところも数多くあることから、そうした企業とも連携を図ります。

こうしたさまざまな団体は、それぞれの立場や専門的知識、ノウハウを活かしながら、情報共有や意見交換等を行い、ネットワークを構築したうえで連携した取組が期待できます。そして、行政はそれぞれの団体をマルチパートナーシップのもとリンクさせる役割が求められます。

(5) 教育機関等

藤沢郷土資源を保存・活用するための取組を将来にわたり進めていくためには、人材の育成は不可欠です。若い世代に藤沢郷土資源や歴史文化を学ぶ機会を提供する学校、大学に加え、生涯学習として学ぶ機会を創出する生涯学習大学などもあります。

また、市内にある大学等の研究機関では、藤沢郷土資源に関する調査研究が行われています。

こうした教育機関等と連携を図ることで、藤沢郷土資源を未来へ継承していくことができます。

3 計画の評価と進行管理

本計画では、PDCAサイクルを活用し、計画に位置付けている取組等の進捗状況や成果の把握を行います。PDCAサイクルの運用にあたっては、藤沢郷土資源の保存・活用に向けて定めた将来像や3つの基本目標ごとに設定した具体的な取組等の進捗状況について、毎年度点検、自己評価を行ったうえで、新たに設置する

「（仮称）藤沢市藤沢郷土資源保存・活用推進協議会」において協議し、次年度以降の取組に活かします。

また、「（仮称）藤沢市藤沢郷土資源保存・活用推進協議会」には、藤沢郷土資源の保存・活用に取り組むさまざまな主体が参画し、各取組の旗振り役を担うとともに、実行役としても積極的に取り組んでいき、相互に連携し、情報共有も図ります。

基本目標	指標及びその説明	(参考) 実績値 令和6年度	目標値 R15 (2033)
しる～藤沢郷土資源を知り、魅力を伝える～	指定等文化財をはじめとする藤沢郷土資源の現状調査実施件数	0件	50件
まもる～藤沢郷土資源を守り、未来へつなげる～	藤沢郷土資源の保護・管理に関する相談件数	●●件	●●件
いかす～藤沢郷土資源を活かし、みんながつながる～	藤沢市ふじさわ宿交流館における来館者数	22,372人	25,000人

以 上